ALPSALPINE

第87回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時　2020年6月24日（水曜日）
午前10時
（当日は、午前9時より受付を開始します。）

開催場所　東京都大田区雪谷大塚町１番７号
アルプスアルパイン㈱本社１階ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

株主さまへのお願い
新型コロナウイルス感染を避けるため、株主総会会場へのご来場はお控え頂き、議決権行使書のご返送またはインターネット等での行使をお願い申し上げます。
また、株主総会当日にお配りしておりましたお土産は取りやめさせて頂きます。

目次

第87回定時株主総会招集ご通知…… 1
議決権行使についてのご案内…… 3
（株主総会参考書類）
第１号議案　剰余金の処分の件…… 5
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件…… 6
第３号議案　監査等委員である取締役５名選任の件…… 14
第４号議案　監査等委員である取締役を除く社外取締役の報酬額改定の件…… 19

（添付書類）
事業報告…… 29
連結計算書類…… 59
計算書類…… 63
監査報告書…… 65
会場ご案内図

アルプスアルパイン株式会社
証券コード：6770

証券コード6770
2020年６月３日

株 主 各 位

東京都大田区雪谷大塚町１番７号
アルプスアルパイン株式会社
代表取締役
社長執行役員 CEO 栗 山 年 弘

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。
　なお、**新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、株主さまの安全確保および感染拡大防止のために、本年は株主総会へのご出席をお控え頂き、後記の「４．招集にあたっての決定事項」をご参照のうえ、2020年６月23日（火曜日）午後５時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月24日（水曜日）午前10時
（当日は、午前９時より受付を開始します。）

２．場　　所　東京都大田区雪谷大塚町１番７号
アルプスアルパイン㈱本社　１階ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．株主総会の目的事項
・報告事項　１）第87期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２）第87期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件
・決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役５名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役を除く社外取締役の報酬額改定の件

4．招集にあたっての決定事項

３頁～４頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

5．インターネット開示についてのご案内

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ（https://www.alpsalpine.com/j/）に掲載いたしております。

従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査報告を作成するに際して、監査等委員会及び会計監査人が監査をした連結計算書類または計算書類の一部です。

以　上

※株主さまへのお願い（必ずご一読下さい。）

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、株主さまの安全確保および感染拡大防止のため、下記の対応を実施させて頂く予定です。なにとぞご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

1）本株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意頂き、くれぐれもご無理をなさいませんようお願い致します。また、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、小さなお子様をお連れの方、体調にご不安のある方におかれましては、ご出席をお控え頂きますよう、強く推奨致します。なお、従前通り、株主様ではない代理人及びご同伴の方、お子様など、株主さま以外の方は総会にご出席いただけませんので、ご注意願います。

2）感染拡大防止のため、当日はマスク着用やアルコール消毒液の噴霧など、各種措置へのご協力をお願い致します。

3）入場時、検温を行い、37度以上の場合はご入場をお断りさせて頂きます。

4）本株主総会の役員、運営スタッフは、マスク着用で応対をさせて頂きます。

5）ペットボトル飲料ご提供やお土産配布、株主懇談会開催は取止めとさせて頂きます。

6）当社経営陣にご意見・ご質問などをお持ちの株主さまは、当社ホームページのお問い合わせ欄をご活用下さい。
https://www.alpsalpine.com/j/common/inquiry.html
株主の皆さまのご関心の高い事項につきましては、株主総会やホームページにおいて取りあげさせて頂く予定です。

なお、本招集ご通知発送後の状況変化に応じて、新型コロナウイルス感染防止対応については随時変更して参りますので、下記当社ウェブサイトをご覧頂きますようお願い申し上げます。
https://www.alpsalpine.com/j/ir/index.html

※当社は株主様の利便性を鑑み、株式会社東京証券取引所や自社のホームページにて『本招集通知の内容』を発送前に開示しています。

【議決権行使についてのご案内】

株主総会参考書類（５頁～19頁）をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の３つの方法がございます。新型コロナウイルス感染を避けるため、郵送（Ｂ）またはインターネット（Ｃ）の方法を推奨致します。

Ａ 株主総会への出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第87回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

Ｂ 郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、**2020年６月23日（火曜日）午後５時**までに到着するようご返送ください。

Ｃ インターネットによる議決権行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、**2020年６月23日（火曜日）午後５時**までにご行使ください。
詳しくは、次頁をご覧ください。

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会にご出席願えない場合は、議決権を有する他の株主様１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ（https://www.alpsalpine.com/j/）に掲載いたしますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

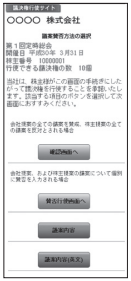

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック。

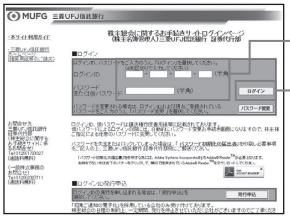

3 新しいパスワードを登録する。

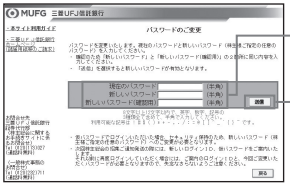

4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社の株主還元の基本方針のもと、業績の動向、財務体質等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式１株につき金10円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は2,044,435,430円となります。これにより、中間配当金として１株につき20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株につき30円となり、誠に遺憾ながら前期比20円の減配となります。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

2020年６月25日（木曜日）

（ご参考）

【当社の株主還元の基本方針について】

当社は、事業活動により得られた利益の配分を、電子部品事業及び車載情報機器事業における連結業績をベースに、①株主の皆様への利益還元、②将来の事業展開や競争力強化のための研究開発や設備投資、③内部留保の３つのバランスを考慮して決定しております。また、国内格付Ａ格を維持可能とする健全な財務基盤の確保並びに中期経営計画における事業目標を定めたうえで、当該中期経営計画期間中におけるＲＯＥなどの収益性指標の財務目標水準を維持する資本政策の達成を目指し、さらに当社の持続的成長を目的に、競争力強化のための経営資源の獲得及び確保並びに急激な経済危機や自然災害などの不測の事態に対応可能な財務状態の維持に努めます。

そのうえで、戦略的な成長投資と資本効率の向上のバランスを確保しつつ、①総還元性向として連結当期純利益の30％を確保することを原則とすること、②特に2019年度から2021年度の３年間においては、総還元性向を50％とすることとしています。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現在の当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名全員は定款第21条の定めにより任期満了となります。

つきましては、当社の経営体制強化、およびコーポレートガバナンス強化をそれぞれを図るため社内取締役、社外取締役を各１名増員し、社外取締役２名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。また、当社取締役会は20頁から21頁記載の「アルプスアルパイン株式会社　取締役選任基準」に基づき各候補者を指名・報酬諮問委員会の意見・助言を受けたうえで決定しております。各候補者はいずれもこの基準に合致し、当社取締役としてふさわしい資質を備えているものと判断しました。

なお、本議案について、指名・報酬諮問委員会の諮問を受けた上で監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき点はございませんでした。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
再任 1	栗山 年弘（くりやま としひろ） （1957年４月25日生） 	1980年４月　アルプス電気株式会社（現・アルプスアルパイン株式会社）入社 2004年６月　同 取締役 2007年４月　同 事業開発本部長 2009年４月　同 技術本部長 同 技術・品質担当 2009年10月　同 MMP事業本部 ｺﾝﾎﾟｰﾈﾝﾄ事業担当 2011年６月　同 常務取締役 2012年４月　同 技術本部長 2012年６月　同 代表取締役社長 2019年１月　同 代表取締役 社長執行役員 兼 アルプスカンパニー長 2019年６月　同 代表取締役 社長執行役員 CEO 兼 アルプスカンパニー長 2020年４月　同 代表取締役 社長執行役員 CEO（現任）	24,780株
	【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】 栗山　年弘氏は、取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。 また、当社の代表取締役として、事業の更なる強化と収益性の向上に貢献するなど、リーダーシップを発揮しております。 これらのことから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生　年　月　日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重　要　な　兼　職　の　状　況）</th><th>所有する当社
の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">再任

2</td><td>米谷　信彦
（1955年９月20日生）
 </td><td>1981年４月　アルプス電気株式会社（現・アルプスアルパイン株式会社）入社
2000年３月　ALPS ELECTRIC(UK)LIMITED取締役社長
2004年６月　アルプス電気株式会社 取締役
2009年６月　同 常務取締役　MMP事業本部・資材担当
2012年６月　同 専務取締役　管理本部長
2015年６月　アルパイン株式会社　専務取締役
同 管理担当
2016年６月　同 代表取締役社長(現任)
2019年１月　当社 代表取締役 副社長執行役員 兼 アルパインカンパニー長
2019年６月　同 代表取締役 副社長執行役員 統合シナジー担当 兼 アルパインカンパニー長
2020年４月　同 代表取締役 副社長執行役員 統合シナジー担当 兼 アルパインブランド担当(現任)
（重要な兼職の状況）
アルパイン株式会社 代表取締役社長</td><td>13,340株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】
米谷　信彦氏は、取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。
また、当社の代表取締役として、車載情報機器事業における新規事業の創出など、同事業基盤の強化にリーダーシップを発揮しております。
これらのことから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
再任 3	木本（きもと）　隆（たかし） （1958年10月1日生） 	1981年4月　アルプス電気株式会社（現・アルプスアルパイン株式会社）入社 2008年6月　同 取締役 2009年4月　同 AUTO事業本部長 2010年4月　同 欧米担当 2012年4月　同 営業本部長 2012年6月　同 常務取締役 2016年6月　同 専務取締役 2019年1月　同 取締役 専務執行役員 営業担当 兼 アルプスカンパニー営業本部長 2019年4月　同 取締役 専務執行役員 営業担当 兼 アルプスカンパニー電子部品営業本部長 2020年4月　同 取締役 専務執行役員 営業担当 兼 電子部品営業本部長（現任）	27,932株
	【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】 木本　隆氏は、取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。 また、当社の専務執行役員として、営業に関わる事項を統括し、グローバルでの営業戦略の策定・実行等についてリーダーシップを発揮しております。 これらのことから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社
の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">再任

4</td><td>遠藤 浩一
（1961年4月17日生）
 </td><td>1986年４月　アルパイン株式会社入社
2010年６月　同 取締役
同 製品開発担当
2015年６月　同 技術・開発副統括
2016年１月　同 先行開発担当
2016年６月　同 常務取締役（現任）
同 技術・開発担当
2019年１月　当社 取締役 常務執行役員 技術副担当 兼 アルパインカンパニー先行開発担当 兼 アルパインカンパニー技術本部長
2020年４月　同 取締役 常務執行役員 技術副担当 兼 新事業担当 兼 技術本部副本部長（現任）

（重要な兼職の状況）
NEUSOFT CORPORATION 董事
ALPINE ELECTRONICS OF SILICON VALLEY,INC.会長</td><td>6,600株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】
遠藤　浩一氏は、取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。
また、当社の常務執行役員として、車載情報機器事業の技術・開発を総括し、イノベーションを生み出すための研究開発の強化や技術戦略の策定・実行等、リーダーシップを発揮しております。
これらのことから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社
の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">再任

5</td><td>笹尾 泰夫（ささお やすお）
（1959年2月10日生）
 </td><td>1983年４月　アルプス電気株式会社（現・アルプスアルパイン株式会社）入社
2009年１月　同 コンポーネント事業部 副事業部長
2009年４月　同 MMP事業本部 コンポーネント事業副担当
2010年６月　同 取締役
2012年４月　同 技術本部 コンポーネント担当
2013年４月　同 コンポーネント事業担当 兼 技術本部副本部長
2014年６月　同 コンポーネント事業担当 兼 技術本部長
2015年６月　同 常務取締役
2018年６月　同 常務取締役 新コンポーネント事業担当 兼 技術本部長
2019年１月　同 常務執行役員 技術担当 兼 アルプスカンパニー新コンポーネント事業担当 兼 アルプスカンパニー技術本部長
2019年６月　同 取締役 常務執行役員 技術担当 兼 アルプスカンパニー新事業担当 兼 アルプスカンパニー技術本部長
2020年４月　同 取締役 常務執行役員 技術担当 兼 技術本部長（現任）</td><td>15,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】
笹尾　泰夫氏は、取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。
また、当社の常務執行役員として、技術・開発に関わる事項を統括し、グローバルでの技術の進化・融合や開発戦略の策定・実行等についてリーダーシップを発揮しております。
これらのことから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
新任 6	佐伯 哲博（さえき てつひろ） （1959年6月30日生） 	1983年4月 アルプス電気株式会社（現・アルプスアルパイン株式会社）入社 2003年4月 ALPS ELECTRIC CZECH, s.r.o. 取締役社長 2009年7月 アルプス電気株式会社 MMP事業本部 生産計画部長 2012年4月 同 生産本部 生産計画部 部長 2013年3月 同 生産本部 資材統括部長 2014年6月 同 営業本部 グローバル営業統括部長 2016年6月 同 取締役　情報システム担当 兼 営業本部副本部長 2019年1月 同 執行役員　情報システム担当 兼 アルプスカンパニー営業本部副本部長 2019年4月 同 執行役員　情報システム担当 兼 アルプスカンパニー電子部品営業本部　副本部長 2019年6月 同 常務執行役員　生産担当 兼 情報システム担当 兼 アルプスカンパニー生産本部長 兼 アルプスカンパニーコンポーネント生産担当 2020年4月 同 常務執行役員　生産担当 兼 情報システム担当 兼 生産本部長（現任）	5,837株
	【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】 佐伯　哲博氏は、2016年に取締役に就任し当社経営に関与すると共に、現在は常務執行役員として、当社生産担当及び情報システム担当等としてリーダーシップを発揮しております。これからの事から、当社が引き続き健全な発展と成長を目指すに当たり、適切な人材と判断したため、同氏を新たに取締役候補者と致しました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
新任 社外 7	藤江 直文（ふじえ なおふみ） （1953年8月20日生） 	1977年４月　アイシン精機株式会社入社 2002年１月　同 車体系技術部長 2005年６月　同 常務役員 2008年６月　同 専務取締役 2012年６月　同 取締役・専務役員 2014年６月　同 代表取締役副社長（2018年６月退任）	0株
	【社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】 藤江 直文氏は、アイシン精機の技術開発部門における長年の活動を通して、車載ビ゛ジ゛ネスに精通しております。また、同社の取締役として豊富な経営経験も有している事から、当社が引き続き健全な発展と成長を目指すに当たり、適切な人材と判断したため、同氏を新たに社外取締役候補者と致しました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
新任 社外 8	隠樹 紀子 (1958年5月25日生) 	1982年４月 チェース・マンハッタン銀行（現・JPモルガン・チェース銀行）入社 1988年４月 モルガン・スタンレー証券会社（現・三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 同 株式調査部 2001年12月 同 マネージング・ディレクター 2004年10月 同 投資銀行本部 シニアアドバイザー (2018年６月退任)	0株
	【社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】 隠樹　紀子氏は、長年にわたり金融業界にて活動し、証券アナリストとしての豊富な経験と、それに基づく客観的に企業を分析する高い見識を有しており、社外取締役として独立した立場から、当社の経営に対し幅広くかつ専門的な知識・経験を基に適切な提言及び助言を行うことが期待できるため、同氏を新たに社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

２．藤江 直文氏および隠樹 紀子氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。また、当社は、両氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として新たに届け出る予定です。

３．当社は、藤江 直文氏および隠樹 紀子氏との間で、両氏の選任が承認された場合、会社法第427条第１項の規定及び当社定款第29条に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を新たに締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

４．藤江 直文氏の上記略歴にあるアイシン精機株式会社とは、当社及び当社の連結子会社とは販売実績などの取引関係は無く、充分に独立性を有しているものと判断しております。

５．隠樹 紀子氏の上記略歴にある三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社とは、当社及び当社の連結子会社とは金融取引実績などの取引は無く、充分に独立性を有しているものと判断しております。

第３号議案　監査等委員である取締役５名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役６名の内、五味 祐子氏を除く、梅原 潤一氏、前田 眞二氏、飯田 隆氏、中矢 一也氏、東葭 葉子氏の５名が定款第21条の定めにより任期満了となります。

つきましては、新任候補者１名を含む監査等委員である取締役５名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。また、当社取締役会は、20頁から21頁記載の「アルプスアルパイン株式会社　取締役選任基準」に基づき候補者を指名・報酬諮問委員会の意見・助言を受けたうえで決定しております。各候補者はこの基準に合致し、当社取締役としてふさわしい資質を備えているものと判断しました。

なお、本議案について、監査等委員会の同意を得ております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
再任 1	梅原 潤一（うめはら じゅんいち） (1957年3月5日) 	1987年３月　アルプス電気株式会社（現・アルプスアルパイン株式会社）入社 2004年９月　同 法務・知的財産副担当、貿易管理副担当 2006年６月　同 取締役 2006年７月　同 法務・知的財産担当 同 貿易管理担当 2009年４月　同 管理本部副本部長 同 技術本部副本部長 同 知的財産担当 2011年６月　同 法務･知的財産担当 2012年４月　同 管理本部法務･知的財産担当 2015年７月　同 人事・法務・知的財産担当 2016年６月　同 管理本部長 2018年６月　同 監査等委員である取締役（現任）	8,300株
	【監査等委員である取締役候補者とした理由】 梅原　潤一氏は、当社取締役としてグループ全体の人事・法務・知的財産・貿易管理などに関わる戦略の策定・実行や統括などに携わり、豊富な経験と知見を有しています。 これらのことから、当社が今後も健全な発展と成長を目指すに当たり、取締役会において当社経営に関与し、かつ監査業務を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
再任 社外 2	飯田（いいだ）　隆（たかし） (1946年9月5日) 	1974年４月　弁護士登録 森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所 1997年４月　日本弁護士連合会常務理事 2006年４月　第二東京弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 2011年12月　森・濱田松本法律事務所退所 2012年１月　宏和法律事務所開設（現任） 2012年６月　株式会社島津製作所社外監査役(2020年６月退任予定) 2013年６月　株式会社ジャフコ社外監査役（2015年６月退任） 当社 社外取締役 2014年６月　日本電信電話株式会社社外監査役（現任） 2015年10月　内閣府男女共同参画推進連携会議副議長（2019年８月退任） 2016年６月　当社 監査等委員である取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社島津製作所社外監査役（2020年６月末退任予定） 日本電信電話株式会社社外監査役	0株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 飯田　隆氏は、長年にわたり弁護士として法律実務に携わるとともに、日本弁護士連合会の副会長を務めるなど法曹界において豊富な経験と実績を有しております。 これらのことから、当社が今後も健全な発展と成長を目指すに当たり、取締役会において当社経営に関与し、かつ監査業務を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
再任 社外 3	中矢 一也（なかや かずや） (1956年9月14日) 	1984年４月　松下寿電子工業株式会社（現 PHC株式会社）入社 2006年６月　パナソニック四国エレクトロニクス株式会社（現 PHC株式会社）取締役 デバイスインダストリー事業グループ長 2008年６月　同 代表取締役常務 デバイス事業担当 2009年６月　同 代表取締役常務 ヘルスケア事業担当・事業開発担当 2012年６月　パナソニック株式会社ヘルスケア社専務兼パナソニックヘルスケア株式会社（現 PHC株式会社）代表取締役専務 経営企画・広報・全事業担当 2014年４月　同 代表取締役 専務執行役員 最高技術責任者（2015年９月退任） 2015年10月　コニカミノルタ株式会社ヘルスケア事業本部顧問（2018年６月退任） 2016年６月　シャープ株式会社社外取締役（2017年６月退任） 2018年６月　当社 監査等委員である社外取締役（現任）	0株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 中矢　一也氏は、長年にわたり技術・開発業務に携わっており、企業実務経験者として培われた専門的な知識・経験を有しております。 これらのことから、当社が今後も健全な発展と成長を目指すに当たり、取締役会において当社経営に関与し、かつ監査業務を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
再任 社外 4	東葭葉子（とうよしようこ） （1958年5月20日） 	1981年４月　株式会社福岡銀行入社 1989年10月　監査法人朝日新和会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社 1990年12月　監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入社 2008年７月　同 パートナー就任 2013年７月　金融庁　公認会計士監査審査会 主任公認会計士監査検査官 就任（2016年６月任期満了） 2016年７月　有限責任監査法人トーマツ パートナー（2018年６月退任） 2018年６月　当社 監査等委員である社外取締役（現任） 2020年３月　コクヨ株式会社 社外監査役（現任） （重要な兼職状況） コクヨ株式会社 社外監査役	0株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 東葭　葉子氏は、会計事務所における長年の会計監査経験と公認会計士として培われた専門的な知識・経験と幅広い見識を有しております。 これらのことから、当社が今後も健全な発展と成長を目指すに当たり、取締役会において当社経営に関与し、かつ監査業務を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生　年　月　日)</th><th>略歴、当社における地位及び担当
(　重　要　な　兼　職　の　状　況　)</th><th>所有する当社
の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">新任

5</td><td>小林 俊則
(こばやし としのり)
(1960年1月14日)
 </td><td>1997年８月　アルパイン株式会社入社
2010年６月　同 取締役
同 営業担当
2015年６月　同 米州・欧州担当
2017年６月　同 欧州担当
2018年５月　同 管理担当
2019年１月　当社 執行役員　経理・財務担当
2019年４月　同 執行役員　経営企画・経理・財務担当（現任、2020年６月退任予定）</td><td>4,440株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【監査等委員である取締役候補者とした理由】
小林　俊則氏は、現在、当社執行役員として、経営企画・経理・財務に関わる事項を統括しております。
また、アルパイン株式会社へ1997年に入社以来、主に営業部門において活動し、当社ビジネスにも精通しております。これらのことから、今後、取締役会において当社経営に関与し、かつ監査業務を行う適切な人材と判断したため、同氏を新たに監査等委員である取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．飯田 隆氏、中矢 一也氏、東葭 葉子氏の３氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。また、当社は、飯田 隆、中矢 一也、東葭 葉子の３氏の選任が承認された場合、引き続き株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
３．梅原 潤一氏の当社監査等委員である取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって約２年となります。
４．飯田 隆氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって約７年となります。また、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の監査等委員である社外取締役としての責務を適切に遂行することができるものと判断しております。
５．中矢 一也氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって約２年となります。
６．東葭 葉子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって約２年となります。また、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の監査等委員である社外取締役としての責務を適切に遂行することができるものと判断しております。
７．当社は、梅原 潤一氏、飯田 隆氏、中矢 一也氏、東葭 葉子氏、そして小林 俊則氏の５氏との間で、５氏の選任が承認された場合、会社法第427条第１項及び当社定款第29条の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を梅原氏、飯田氏、中矢氏、東葭氏については引き続き、小林氏については新たに締結する予定です。なお、これらの契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。
８．飯田 隆氏の上記略歴にある宏和法律事務所とは、当社および当社連結子会社と法務の役務提供などの取引はございません。また、株式会社島津製作所および日本電信電話株式会社とは、販売などの取引関係がありますが、各社の年間取引金額が当社または相手方の直近事業年度の連結売上高の１％未満となっており、当社の独立性基準でいう多額には該当せず、充分に独立性を有していると判断しております。

9．中矢 一也氏の上記略歴にあるPHC株式会社、パナソニック株式会社、コニカミノルタ株式会社とは、当社製品の販売の取引関係がありますが、各社との年間取引金額は、いずれも、当社および当該各社のそれぞれの直近事業年度の連結売上高の１％未満となっており、当社の独立性基準でいう多額には該当せず、充分に独立性を有していると判断しております。また、シャープ株式会社とは、当社製品の販売の取引関係がありますが、中矢氏は同社の業務執行者でなかったため、当社が定める独立性基準に照らし独立性を有していると判断しております。

10．東葭 葉子氏の上記略歴にある有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツおよびコクヨ株式会社とは当社および当社の連結子会社との間で会計監査の役務提供や仕入れなどの取引は無く、充分に独立性を有しているものと考えられます。

11．当社第86期（2018年４月１日～2019年３月31日）有価証券報告書「４【コーポレート・ガバナンスの状況等】(5)【株式の保有状況】」におきまして、中矢 一也氏の上記略歴にあるパナソニック株式会社、シャープ株式会社の各株式を「特定投資株式」として保有している旨を記載しています（パナソニック株式会社3,884株、シャープ株式会社100株）。当事業年度中、当社は両社株式を既に全株売却しており、両社株式は「特定投資株式」ではありません。

第４号議案　監査等委員である取締役を除く社外取締役の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年６月23日開催のアルプス電気株式会社第83回定時株主総会において、年額７億円以内（うち社外取締役報酬年額１名当たり1,000万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認をいただいております。

昨年１月１日付で当社はアルパイン株式会社との経営統合を行い、アルプスアルパイン株式会社が発足しました。それに伴い、監査・監督機能の強化のため、監査等委員会における独立社外取締役の増員などを図り、社外取締役からの当社経営への貢献を得ております。

本年度、より一層の監督機能の強化のため、第２号議案において監査等委員である取締役を除く社外取締役の増員をご提案させて頂くと共に、将来、更なる社外取締役の増員や報酬の増額の可能性を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額のうち社外取締役の報酬額に限定し、金銭報酬の支給限度額を社外取締役報酬年額5,000万円以内と改定いたしたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役を除く社外取締役の報酬額改定については、半数以上が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会への諮問を経て、取締役会において審議を行い、第４号議案としてご提案させて頂いております。

また、また、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は６名（うち社外取締役１名）でありますが、第２号議案が原案通り承認可決された場合には、８名（うち社外取締役２名）となります。

本議案について、指名・報酬諮問委員会の諮問を受けた上で監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき点はございませんでした

以　上

（ご参考）「アルプスアルパイン株式会社 取締役選任基準」

＜社内・社外取締役共通＞
1.経営に関し客観的判断能力を有すると共に、経営判断能力、先見性、洞察力に優れていること
2.遵法精神に富んでいること
3.人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
4.業務遂行上、健康面で支障のないこと

＜社外取締役＞
1.企業経営者としての実践経験を有すること、もしくは、経営の監督機能発揮に必要な特定専門分野における実績と広範な見識を有すること
2.取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること
3.独立社外取締役については、以下の「独立性基準」に照らして独立要件を満たしていること

＜社外取締役独立性判断基準＞
当社は、当社の社外取締役が以下の基準項目のいずれにも該当しない場合は、独立性を有していると判断し、独立社外取締役とみなします。

1.当社及びその連結子会社(以下「当社グループ」という。)の出身者(注１)
2.当社の大株主(注２)
3.当社グループの主要な取引先(注３)企業等の業務執行者、または、当社グループの主要な借入先(注４)企業等の業務執行者
4.当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5.当社グループから多額(注５)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、司法書士、税理士、弁理士等の専門家
6.当社グループから多額の寄付を受けている者(注６)
7.社外取締役の相互就任関係(注７)となる他の会社の業務執行者
8.近親者(注８)が上記１から７までのいずれかに該当する者
9.過去３年間において、上記２から８までのいずれかに該当していた者
10.前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注１：現に所属している業務執行取締役、その他これらに準じる者及び使用人（以下、業務執行者という。）及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。

注２：大株主とは、直近事業年度末において自己または他人の名義をもって議決権ベースで５％以上の保有株主をいう。大株主が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属の業務執行者をいう。
注３：主要な取引先とは、当社グループの販売先または仕入先であって、その年間取引金額が当社または相手方の直近事業年度の連結売上高の２％を超えるものをいう。
注４：主要な借入先とは、当社グループが借入を行っている金融機関でその借入金残高が直近事業年度末において当社の連結総資産または当該金融機関の連結総資産の２％を超える金融機関をいう。
注５：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。
（１）当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価（取締役報酬を除く。）が、年間1,000万円を超えるときを多額という。
（２）当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の２％を超えるときを多額という。ただし、当該２％を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が収受している金額が年間1,000万円を超えるときは多額とみなす。
注６：当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けている者（法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究その他の活動に直接関与する者）をいう。
注７：当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。
注８：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

（ご参考）アルプスアルパイン株式会社コーポレートガバナンス・ポリシー

当社は、株主、顧客、従業員ならびに地域社会等のステークホルダーに対する責任を果たすとともに、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的とした、実効性あるコーポレート・ガバナンスを実現していきます。
本ポリシーは、取締役会がこれを定め、継続的かつ定期的に見直しを行い、企業価値向上のためのコーポレート・ガバナンスの充実と進化に取り組みます。

第１章　総則

（コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方）
当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの定義を「企業価値を増大するため、経営層による適正かつ効率的な意思決定と業務執行ならびにステークホルダーに対する迅速な結果報告及び健全かつ効率的で透明性のある経営を実現する仕組みの構築・運用」としています。株主をはじめ、全てのステークホルダーの利益最大化が重要と考え、企業価値の最大化を図り、かつステークホルダー間の利益をバランスよく満たし、その利益を直接、間接的に還元することを基本としています。

第２章　株主の権利・平等性の確保

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値創造を図るために、企業理念を「アルプスアルパインは人と地球に喜ばれる新たな価値を創造します。」と定め、これを具現化する「５つの経営姿勢」を策定し、事業活動とＣＳＲ活動を一体化して進めるとともに、全ての株主の実質的な権利を確保するために、さまざまなコミュニケーション活動を通じて適切な情報提供するなど、株主が円滑な権利行使を行えるよう、環境作りなどを行っています。

１．株主総会
当社は、株主総会を株主との建設的な対話の場であるという認識の下、当社における最高意思決定機関としており、全ての株主の意思を適切に反映させなければならないと考えています。また、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化を目的として、株主の権利行使に係る環境整備を各種実施しており、自社ホームページなどの「コーポレート・ガバナンス報告書」にその施策を公表しています。
さらに、当社は全ての株主の意向を確認し、今後の対話に反映させるため、株主総会終了後、各機関投資家の議決権行使開示結果をもとに賛否要因を分析し、取締役会で議論しています。また、賛否結果については「臨時報告書」及び自社ホームページにて開示しています。

２．株主の平等性の確保
当社では、株主権利の保護や、その権利行使の促進を図るとともに、全ての株主に対して、実質的な平等性の確保に努めています。
また、違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等を含む、会社法で少数株主に認められている権利について、株式取扱規則で権利行使方法を定め、かつ同規則を自社ホームページに掲載するなどして、その権利行使の円滑化及び権利行使を阻害しない体制を構築しています。
①当社では、株主総会において株主が適切な判断を行えるよう、必要に応じ適切な情報を提供するとともに、株主総会議案については、取締役会決議の後、直ちに当社ホームページ、東京証券取引所ウェブサイトや機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにて開示しています。

②当社は、株主が総会議案を十分に検討する期間を確保できるよう、招集通知を総会開催日の１か月以上前にTDnetや自社のウェブサイトにより電子的に開示するとともに、法定期日より早期の総会開催日３週間前を目処に発送しています。
③当社は、株主総会が株主との建設的な対話を行う場であるという認識の下、より多くの株主が出席できるよう、毎年、いわゆる「集中日」と予測される日より前倒した日程で、株主総会を開催しています。
④当社は、海外機関投資家が高い比率である現状を鑑み、海外からの議決権行使が行いやすいシステム利用や、海外機関投資家向けの英文による情報提供を実施しています。具体的には、インターネットによる議決権の行使、株式会社ＩＣＪが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の採用、自社ホームページや東証ホームページなどへの英文版の招集通知の掲載などを行っています。
⑤信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等から株主総会において自ら議決権の行使等を行うことの事前申し出があった場合、当社基本方針に基づいて、総会出席の対応を決定しています。

３．資本政策

当社は、アルプス電気、およびアルパインの経営統合により、第４次産業革命の市場革新の環境のなかで電子部品事業と車載情報機器事業を中核にエレクトロニクスとコミュニケーションで人々の生活に貢献しつづけるとともに、売上高１兆円企業グループに向けた持続的な価値創造型企業集団へと大きく転換するために、健全な財務基盤を確保したうえで、持続的な成長への投資及び資本効率の向上を両輪として企業価値の最大化及び持続的増大を追求していくことが重要であると考えています。その考えの下、中長期的な成長戦略と照らし合わせ、以下を考慮しつつ適正な資本水準を適宜見直します。
①急激な経営環境の変化や今後の予期せぬ経済恐慌などにも耐えうる財務体質を維持すること
②グローバルに事業を展開するために必要な格付けを維持すること
③中長期的な成長を持続するために必要な資本を確保すること

また、当社の配当政策は、電子部品事業及び車載情報機器事業における連結業績をベースに、株主への利益還元、将来の事業展開や競争力強化のための研究開発や設備投資、及び内部留保の３つのバランスを考慮して決定することを基本方針とし、業績の動向、財務体質、株主の配当に対する期待などを総合的に勘案し決定します。この基本方針に加え、経済情勢の変化に対応した機動的な経営を行い、株主価値の向上に資する財務政策を実行するため、余剰資本や財務余力の程度に応じて自己株式の取得等の株主還元施策を積極的に採用し、適宜開示します。

４．政策保有株式

当社は、保有により当社の財務活動を円滑にすると判断した場合、及び事業戦略の遂行のために必要と判断した場合、純投資以外の目的で株式を保有します。保有は、便益と資本コスト及びリスク管理を意識して必要最低限とし、それ以外については適正な時期を判断し縮減していきます。保有の継続または売却等の判断は、銘柄毎に保有目的、中長期的な見通し、経済合理性などを評価基準として、毎年の取締役会において検証していきます。政策保有株式の議決権行使に関しては、議案の内容を検討し、中長期に、保有先企業の株式価値、ひいては当社の企業価値向上につながるか判断した上で議決権を行使します。

５．関連当事者間の取引

当社では、取締役または取締役が実質的に支配する会社と、当社または当社の関係会社と取引をする場合には、当該取引について取締役会で承認を得るべき旨を取締役会細則において定めています。また、その他の関連当事者間取引についても、金額が多額に上るもの、または会社の経営上・信用上相当の影響があるものについては、当該取引について取締役会で承認を得るべき旨を取締役会細則において定めています。なお、社内規定として「関連当事者管理規定」を定め、取引の合理性（事業上の必要性）や取引条件の妥当性を確保し、当該取引を適切に牽制する体制を構築しています。

第３章　ステークホルダーとの適切な協働

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の創出において、さまざまなステークホルダーとの適切な協働が必要だと考えています。そこで、会社を営むにあたって大切にする考え方である「５つの経営姿勢」を策定し、事業活動とＣＳＲ活動を一体化して進め、当社を取り巻くさまざまなステークホルダーの期待に応えるために、取締役会・経営陣がリーダーシップを発揮しています。

１．中長期的な企業価値向上の基礎となる企業理念

当社は、「アルプスアルパインは人と地球に喜ばれる新たな価値を創造します。」を企業理念として、理想とすべきものづくりのあり方や、果たすべき社会的責任、人に賭ける思いなどを込めて、さまざまなステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上のため、行動を推進しています。そして、以下の「５つの経営姿勢」を策定し、社員ひとりひとりが常に意識し行動するようにしています。

【 価値の追究 】
私たちは、新たな価値の創造を追究する経営を目指します。
【地球との調和】
私たちは、地球に優しく環境に調和する経営を目指します。
【社会への貢献】
私たちは、社会の利益と発展に寄与する経営を目指します。
【　個の尊重　】
私たちは、社員の情熱を引き出し活かす経営を目指します。
【 公正な経営 】
私たちは、世界的な視点に立った公正な経営を目指します。

２．サステナビリティを巡る課題への対応

当社は、グループ経営規定の中で、創業の精神を表す「社訓」をＣＳＲの原点と位置付け、企業理念の下、５つの経営姿勢を通じて、持続可能性のある社会作りに寄与することが重要であると考えます。具体的には、「地球社会の一員」としての認識を持ち、環境問題を重大な経営課題の一つと捉え、その推進のために1994年に環境憲章を定め、中期計画を策定し、環境負荷低減に貢献する製品の提供や事業活動における環境負荷低減に取り組むなど、社員一丸となって環境経営を推進しています。また、天災、事故等の有事において経営に大きな影響を未然に防ぐこと、及び発生時の適切な対応と早期復旧を重要な課題と認識し、取り組んでいます。

当社では、担当取締役が取締役会において、定期的にＣＳＲ関連の報告やインシデントに関する報告を適宜行うなど、サステナビリティを巡る課題について、議論の上、速やかに対処しています。

３．社内の多様性の確保

当社では、国籍や言語、文化慣習、性別などの異なる多様な社員が、お互いを理解し尊重しながら、いきいきと交流し、創造的で自立したプロフェッショナルとして成長することが、企業力の源泉と考えています。

女性の積極採用を継続推進している他、短時間勤務制度の導入や各種休暇制度等の整備により、女性特有のライフイベント後も継続就業する社員が多く勤続年数は伸びており、男性と同水準となっています。今後とも、ワークライフバランスの促進や、キャリア形成支援など、各種施策に取り組み、女性の活躍を促進していきます。

その他多様性としては、日本国内では外国人留学生を、海外においても外国人新卒者を長きにわたり積極的に採用してきており、現在では当社の国内外で多岐にわたって活躍しています。

4．内部通報制度
　当社の倫理ホットライン制度は、常勤監査等委員及び社外監査等委員などが窓口となっており、かつ運用状況については監査等委員会によるモニタリングを受けるなど、経営陣からの独立性確保に配慮しています。また、通報者の秘匿と不利益取扱の禁止については、倫理ホットライン規定で明記し厳格に運営しています。

5.企業年金のアセットオーナーとしての機能
　当社の企業年金基金は、代議員会、理事会及び資産運用委員会で構成されています。代議員会、理事会及び資産運用委員会の構成員には、当社の経理部門・財務部門責任者又はその経験者を含む積立金の運用に関する専門的知識を有する者が含まれています。また資産運用委員会は、運用方針の決定及び運用状況の確認を行っています。
　また、当社企業年金基金は、長期的・安定的な収益確保の観点から投資先商品を選定するとともに、投資後も、毎月、投資先商品の運用状況及び運用ガイドラインとの整合性を確認し、四半期毎に投資先商品の運用機関より投資先商品の管理及び運用に関して報告を受けるなど適切な運用を図っています。

第４章　適切な情報開示

当社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報を、株主・投資家などのステークホルダーに対して、決算短信や有価証券報告書、適時開示資料など、法令や規則で開示が義務付けられた情報を含め当社ホームページなどで適時、適切な情報開示を行い、経営の公正と透明性を維持しています。また、株主通信を年２回発行し、事業報告に加え新製品や新技術などを紹介することで、当社の事業内容の理解を深めるよう努めています。さらに、四半期決算毎のアナリスト・機関投資家・マスコミ向けの決算説明会開催や、定期的な役員等の国内外投資家訪問に加え、プライベートショーにおける説明会や工場見学会を随時開催し、直接対話できる場の充実を図っています。
　経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報、また新製品情報や事業活動の最新ニュース等の非財務情報については、当社ホームページや統合報告書などで継続的な発信を行っています。

第５章　取締役会等の責務

1．取締役会及び取締役の役割
　当社の取締役会は意思決定機関として、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、経営の基本方針や中短期経営計画を含む経営に関する重要事項を審議・決定します。そして、より経営の機動性を高めるため、重要な業務執行の一部を取締役に委任を行い、その執行状況については、取締役の１/３以上を占める社外取締役が中心となって、株主利益確保のため、独立した客観的な視点で監視・監督を行います。さらに、事業経営、法務、財務会計の専門家を社外取締役に選任し、多様性と事業性を備えた実効性を確保します。
　また、アルプス電気、およびアルパインの経営統合を進化させ、より効率的かつ機動的な運営を行うことを目的として、機能別、事業担当マトリクス組織を敷き、執行役員が機動的かつ建設的な役割を果たすとともに、事業毎に担当を置き、それぞれの事業に精通した執行役員が相互に意見交換を行いながら、迅速かつ的確な意思決定や職務執行を行っています。

2．取締役会の構成
　当社は、取締役会における経営の方針や重要事項を審議・決定及び各取締役の職務の執行状況の監督を実効的に行うため、当社で定める選任基準に基づき、女性や海外現地法人での業務経験やグローバルビジネスに精通するなど、必要と考えられる能力・資質を有した者を取締役として選任しています。また、独立社外取締役である監査等委員として法律の専門家である弁護士、財務・会計の専門家である公認会計士、事業経営経験者を選任しています。
　なお、取締役会は、その実効性を高めるために、職務の執行が適切に行われているかについて、取締役会の議案の分析・評価及び必要に応じて執行報告を行っています。

3．取締役候補者の選任基準
　取締役候補者の選任基準を役員規則に規定し、次の条件を有する者を候補者として選任するものとします。

＜社内・社外取締役共通＞
①経営に関し客観的判断能力を有するとともに、経営判断能力、先見性、洞察力に優れていること
②遵法精神に富んでいること
③人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
④業務遂行上、健康面で支障のないこと

＜社外取締役＞
①企業経営者としての実践経験を有すること、もしくは、経営の監督機能発揮に必要な特定専門分野における実績と広範な見識を有すること
②取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること
③独立社外取締役については、当社「社外取締役独立性判断基準」に照らして独立要件を満たしていること

4．独立社外取締役の役割
当社の独立社外取締役は、適法性の確保に注力するとともに、全てのステークホルダーを念頭に置き、取締役会で積極的な意見交換や助言を行い、経営陣の選・解任及び報酬、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反の監督、その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営監督の強化に努めています。また、定期的に当社拠点を訪問し、情報収集を行うとともに、他の取締役、従業員と情報交換・意見交換を定期的に行い、実効性のある監督に努めています。

5．最高経営責任者の後継者の決定
中期的な取締役会の体制については、最高経営責任者後任を含めて、経営トップ及び人事担当取締役で、適宜、協議を行っており、具体的な取締役候補者は、取締役会にて決定しています。加えて、取締役会での最高経営責任者の選定に先立ち、社外取締役を含む指名・報酬諮問委員会にて審議を行うこととしています。

6．経営陣への委任
当社は、取締役会において決議を要する事項については、法令・定款で定められているもののほか、経営方針、中短期経営計画その他経営に関する重要事項についても、その項目、金額基準等を設けて取締役会決議で判断・決定しており、当社ではこれらの付議基準及び各取締役に委任する範囲について取締役会規則及び細則に定めています。また、経営の迅速化かつ機動力向上のため、取締役への業務執行の決定の委任を進めており、その内容を社内規定に定めています。

7．監査等委員及び監査等委員会の役割・責務等
当社の監査等委員（会）は、監査等委員である社外取締役４名を含む６名の体制で、取締役会から独立した客観的な立場から適切な判断をするように努めています。また、会計の専門家である公認会計士、法律の専門家である弁護士、事業経営経験者として豊富な経験を持った４名の社外監査等委員と当社の事業に精通した社内監査等委員が相互に連携して監査を行うとともに、内部監査部門と連携を取り、取締役会やその他の重要な会議の場において、経営陣に対して意見を述べています。さらに、監査等委員の補助者及び監査等委員会の事務局を置くこととし、当該業務を担う使用人については取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保します。

8．取締役等の兼職について
取締役等が他の上場会社の役員を兼職する場合には、当社の取締役等としての役割・責務を適切に果たすために必要な時間・労力を確保できる合理的な範囲に限り、所定の手続きを経て、取締役会の承認をもって行うことができるものとし、重要な兼職の状況は、法令に基づき株主総会参考書類及び事業報告などにおいて開示します。

9．内部統制

当社では、企業グループとしての内部統制の基本方針を取締役会で決議し、法務部門、コンプライアンス部門、人事部門、経理部門、情報システム部門などの各主管部門が基本方針を受けて具体的な内部統制の仕組みの整備及び運用を行っています。

また、重要な施策の決定や契約書の締結については、事前に法務担当執行役員の指揮・監督の下に法務部門が適法性及び妥当性について確認しています。財務諸表の適正を確保するための内部統制の有効性については、内部監査部門が全社事務局として統制状況を取りまとめています。全社的なリスク管理(危機管理)は、経営企画統括部門が主管となって実施しています。内部統制やリスク管理体制の監督については、各主管部門が部門業務監査を実施しているほか、社長直轄の内部監査部門による内部監査の形で実施しています。

10．会計監査人

情報開示の信頼性と株主・投資家に対する責務を担保するべく、高品質な監査を行うための十分な監査時間、経理担当執行役員、内部監査部門及び監査等委員である取締役と、必要に応じ情報交換を行うことで相互の連携を深めています。

11．取締役会の評価

取締役会による経営の監督の実効性及び適正性、ならびに自らの取締役としての職務の遂行状況について、毎年自己評価等を実施し、社外取締役を中心とする監査等委員会がその内容の評価・分析を行い、結果を取締役会に報告します。取締役会は評価結果に基づき、取締役会全体の実効性について、分析・評価を行い、その結果の概要について開示するものとします。なお、2019年度の当社取締役会実効性評価結果の概要については、28頁記載の『「アルプスアルパイン株式会社　取締役会実効性評価」について』をご参照ください。

12．取締役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役・監査等委員が期待される役割・責務を適切に果たすことができるよう、必要な知識の習得や適切な更新により、研鑽に努めることができる機会を提供しています。具体的には、年２回、取締役研修会を開催し、社内外の状況を踏まえたテーマを取り上げ、知識習得と意見交換を行っています。

また、監査等委員については、関係外部団体に加入するなどし、監査に関する情報収集、共有化に努めるとともに、必要に応じてセミナーや研修を受講します。社外取締役の就任に際しては、当社の事業内容、経営内容及び中短期の経営計画などを説明しています。

第６章　株主との対話

当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーの利益最大化が重要と考え、企業価値の最大化を図り、かつステークホルダー間の利益をバランスよく満たし、その利益を直接、間接的に還元することを基本としています。その考え方に基づき、当社では株主との平素からの対話を重視しており、例えば、経営トップが定期的に国内外投資家を訪問し、当社の経営状況を説明し、意見交換などを実施しています。

社内における迅速かつ網羅的な情報収集体制を構築し、関連法規や証券取引所のルールに則って、重要な会社情報について、開示の要否や内容、時期などの検討を行っています。なお、株主からの対話（面談）については、株主の希望や関心事項などに応じて、ＩＲ担当執行役員や経営トップなどが面談対応を行い、マネジメントと市場参加者や株主が直接対話できる場の充実を図り、建設的かつ双方向的な対話を促進しています。株主との対話等により得られた各種情報については、ＩＲ担当執行役員から定期的に経営トップや取締役会への報告を行っています。

インサイダー情報を適切に管理するため、「インサイダー取引規制に関する規定」に基づき、株主との公平な対話（面談）を含め、インサイダー情報の管理に努め、社内外への情報漏洩の防止を図っています。

当社では、毎年３月末及び９月末における株主名簿を用い、株主名簿上の株主構造を把握し、取締役会にて定例的に報告し、情報を共有しています。また、株主名簿管理人を通じて、「実質株主」の調査・把握に努めています。ここで得た情報は、年複数回実施する国内外ＩＲやＩＲカンファレンス、定例のＩＲ取材、ＳＲ活動などに活かしています。

以　上

（ご参考）「アルプスアルパイン株式会社　取締役会実効性評価」について

＜目的・主旨＞

当社は、株主、顧客、従業員並びに地域社会等のステークホルダーに対する責任を果たすとともに、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、実効性あるコーポレート・ガバナンスを実現するため、コーポレートガバナンス・ポリシーを定めています。それに基づいて、取締役会の機能の一層の向上を図ることを目的に、2019年度アルプスアルパイン取締役会についての実効性評価を行いましたので、以下の通り報告致します。

＜2019年度　当社取締役会実効性評価結果の概要＞

1．分析・評価の方法

取締役会メンバーに対し、取締役会の規模・構成、運営、審議内容、取締役間のコミュニケーション、支援体制及び取締役等の指名・報酬について、設問票による記名式アンケートを行い、各々の所感を含む自己評価を実施しました。そしてこれらを社外取締役を含む監査等委員会及び管理担当執行役員が分析、課題整理を行った後、取締役会において報告を行い、検証及び議論を行いました。

2．分析・評価結果の概要

2019年度の取締役会は、2019年１月のアルプス電気、およびアルパインの経営統合後の新体制において社外取締役員数比が大きくなったため、コーポレート・ガバナンスが強化されていること、また新たに設置された指名・報酬諮問委員会が適切に運営されていることなどが確認されました。

一方、資料の事前検討時間の確保、企業戦略の大きな方向性や中期事業計画等の議論、経営統合によるシナジー創出に関する指導力、１次中計の遂行に当たっての適切な指導力の発揮についてそれぞれ課題が明らかになり、改善・向上のための具体的な意見・提案が寄せられ、取締役会で検証、議論いたしました。

3．今後の対応等

今回の評価・意見を受けて、明確となった課題について重点的に改善および向上に向けて取組み、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を目的とした実効性あるコーポレート・ガバナンス構築に活かしていきます。

以　上

（第87回定時株主総会招集ご通知　添付書類）

事　業　報　告

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

１．企業集団の現況

（１）企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で先行きが厳しい状況が続いています。2019年４月から2019年12月において、米国の製造業に減速傾向が見られましたが、金融緩和や良好な雇用環境を背景に個人消費の下支え効果もあり堅調に推移しました。一方、欧州では世界経済の景気減速により輸出の低迷が続き、英国のEU離脱をめぐる混乱も景気に悪影響を及ぼしました。中国では、米国との貿易協議が第１段階の合意をしたものの、貿易摩擦の長期化の影響を受け米国向け輸出の減少や個人消費の減少等から景気の低迷が続きました。日本経済では製造業において減速傾向が見られたものの、良好な雇用環境が続き総じて景気は堅調に推移しました。2020年１月から2020年３月では、全世界に感染拡大した新型コロナウイルスの影響が2020年２月に中国から始まり、その後、同時かつ連鎖的に欧米、アジアへの感染が広がりました。３月以降は各国政府の感染拡大抑制策により、各国製造業の工場停止等が発表され、当連結会計年度の世界経済に多大な影響を及ぼしました。

当連結会計年度における経営成績の概況については、以下のとおりです。なお、下記に示す売上高は外部顧客に対する売上高であり、報告セグメント間売上高（例：電子部品事業から車載情報機器事業向けの売上（製品の供給）や、物流事業における電子部品事業及び車載情報機器事業向けの売上（物流サービスの提供））は、内部取引売上高として消去しています。

① 電子部品事業

エレクトロニクス業界においては、自動車市場ではCASE（Connected、Autonomous、Shared & Services、Electric）への開発は活発化したものの、新車の世界販売台数が前年比で減少するなど、低調に推移しました。スマートフォン市場において、一部の製品は好調に推移したものの、新型コロナウイルスの影響が大きく全体ではマイナス成長となりました。EHII（Energy、Healthcare、Industry、IoT）各市場では、IoT（Internet of Things）を活用した具体的な展開が進み、更にAIを組み合わせた新たなビジネスが提案される等、活発に動きが進んでいます。

この中で、電子部品事業における車載市場では、自動車市場の景気減速の影響を受けモジュール製品や通信用高周波製品等が全般にわたり軟調傾向となりました。また、民生そ

の他市場においてもスマートフォン向けに新規顧客開拓や拡販活動を進めたものの軟調傾向となりました。これらに加え、新型コロナウイルスの全世界における感染拡大の影響もあり、前期比で売上高及び営業利益ともに減少しました。

[車載市場]
電子部品事業における車載市場では、自動運転時代を見据えて車室内の高品位な入力デバイス（Premium-HMI）やCASEへの取り組みにおいて、タッチインプットモジュール等次世代への具体的な提案活動を進めました。しかし、2020年２月以降の中国における当社工場での新型コロナウイルスの感染拡大抑制対応及びサプライチェーンの寸断により、生産、販売への影響が拡大しました。その後、中国各工場では順次再稼働しましたが、同時かつ連鎖的な欧米、アジアへの感染が拡大しました。３月以降は各国政府の感染拡大抑制策により、欧米アジア及び日本国内の顧客においても工場稼働の停止が発表され、これらにより車載市場はグローバル全般にわたり低調となりました。
当連結会計年度における当市場の売上高は2,420億円（前期比12.9%減）となりました。

[民生その他市場]
電子部品事業における民生その他市場では、スマートフォン向け各種製品を生産する当社中国工場の稼働停止措置が春節明け以降も継続して生産に影響を受けました。この中で、スマートフォン向けカメラ用アクチュエータやタッチパネルの新規顧客開拓や拡販活動を継続していましたが、新型コロナウイルスの影響もあり、一部の商品においては好調に推移したものの全体として低調に推移しました。EHIIでは、IoTを用いた物流トラッカーがAGC株式会社の製品輸送用パレットに日本国内で初めて採用される等、具体的な活動を展開しました。
当連結会計年度における当市場の売上高は1,826億円（前期比4.2%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の電子部品事業の売上高は4,247億円（前期比9.4%減）、営業利益は161億円（前期比45.5%減）となりました。

② 車載情報機器事業
自動車業界においては、世界最大の市場である中国での新車販売が景気悪化や米中貿易摩擦等の影響を受けて減少し、欧米市場においても販売台数が前期比で減少するなど、世界の自動車市場は総じて厳しい状況で推移しました。また、コネクテッドカーや自動運転に次世代移動通信規格５Gを活用するためのIT・通信等の業種・業態を超えた企業間の開発競争が激化しました。

このような中、車載情報機器事業では経営統合のシナジー効果の早期実現を目指し、ディスプレイ製品と電子部品事業のセンサを連動させた新製品開発や、ナビゲーションのGPS（Global Positioning System）にセンサ及び画像処理技術を組み合わせたドローンシステムの実用化に注力しました。また、音響スピーカーの開発で培った技術を応用し、歩行者に自動車の接近を知らせる車両接近通報システムの開発に着手し、更にブロックチェーン技術を活用したカーシェアリング向けデジタルキーの開発やコネクテッドカーの車両情報管理のため、IT企業のフリービット株式会社との業務提携によるMaaS（Mobility as a Service）ビジネスの強化を図りました。

当連結会計年度の業績は、電子部品事業における車載市場と同様に、新型コロナウイルスの欧米各国への感染拡大により、移動規制や顧客工場の稼働停止等、３月以降の純正品等の販売が急速に減速した影響を受けました。前期比で一部製品が好調に推移したため売上高は増加しましたが、将来の受注獲得による研究開発費等により営業利益は減少しました。

以上の結果、当連結会計年度における車載情報機器事業の売上高は3,062億円（前期比0.9％増）、営業利益は56億円（前期比59.4％減）となりました。

③ 物流事業

物流事業の主要顧客である電子部品業界において、各種電子機器、自動車、産業用機器などの市況悪化を受けて荷動きが減少しました。また、新型コロナウイルスの感染拡大による顧客の工場稼働停止、各国における様々な規制の強化もあり、2020年２月以降は中国、３月には主に北米・アセアンにおいて、貨物の取扱高に一部影響が出ました。一方、将来的には次世代移動通信規格５G、IoT、自動車の電子化など、次世代技術の進展により半導体や電子部品は需要拡大が見込まれています。

このような需要動向のもと、物流事業（(株)アルプス物流・東証第二部）では、中長期的に電子部品の需要拡大が見込まれる地域を中心に、新たにHUB拠点の整備とネットワークの充実を進め、新規取扱貨物量の拡大に努めました。アセアン、南アジア地域においては、７月にタイで大型の新倉庫を竣工、営業を開始しました。欧州では、東欧展開の足掛かりとしてハンガリーに事務所を開設しました。更に、これまで拡充した拠点の充実を図るとともに、安定稼働と生産性向上に取り組みました。また、車載関連物流強化策の一つとして、株式会社ロジコムと合弁会社を設立し、その海外展開の第一段階としてインドに現地法人を設立し、車載関連ビジネスの拡大を目指しています。

当連結会計年度の業績は、国内外で新規顧客の獲得に取り組みましたが、米中貿易摩擦等による電子部品全体の荷動きが減少したことに加え、新型コロナウイルスの影響が拡大し、減収減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度における物流事業の売上高は668億円（前期比0.0％減）、営業利益は41億円（前期比12.8％減）となりました。

以上により、上記の３事業セグメントにその他を加えた当連結会計年度の当社グループにおける連結業績は、売上高8,105億円（前期比4.8％減）、営業利益267億円（前期比46.0％減）、経常利益186億円（前期比57.2％減）、親会社株主に帰属する当期純損失40億円（前期における親会社株主に帰属する当期純利益は221億円）となりました。

なお、当連結会計年度の米ドル及びユーロの平均為替レートはそれぞれ、108.74円及び120.82円と、前期に比べ米ドルは2.17円の円高、ユーロは7.59円の円高で推移しました。

（２）企業集団の設備投資及び資金調達の状況

当社グループにおいては、新製品対応、顧客に満足される品質の確保と原価低減などを目的として、生産設備の更新や合理化など設備投資を行いました。また、投資案件については十分に精査を行い、不要不急の執行を抑えるなどの対応を取りました。

電子部品事業については、国内外の各事業拠点において、新製品の増産対応や合理化、生産体制の強化などを目的とした機械設備や金型等に対し、総額257億円（前期比74億円減）の投資を行いました。

車載情報機器事業については、新製品開発など戦略投資に絞り込み、総額115億円（前期比20億円減）の投資を行いました。

物流事業については、国内外における拠点や倉庫の整備を目的とした建物や車両運搬具など、総額45億円（前期比9億円減）の投資を行いました。

以上の結果、その他子会社での投資及び連結消去を含む当連結会計年度の当社グループにおける設備投資の総額は、423億円（前期比105億円減）となりました。

当社グループにおける運転資金及び設備投資資金については、主に営業活動によるキャッシュ・フローにて調達しています。当連結会計年度末の借入金残高は998億円（前期比89億円減）となり、運転資金安定のための短期借入金が561億円（前期比179億円増）、将来の事業基盤確立に向けた研究開発や設備投資資金の確保などのための長期借入金が436億円（前期比268億円減）となりました。

（３）企業集団の対処すべき課題

当社グループは、電子部品事業、車載情報機器事業、物流事業を柱とし、各事業が密なる連携によるシナジーを発揮し、グローバルな事業展開を行っています。

目指すべき姿を「革新的T型企業“ITC101”」としています。コアデバイスを深耕して製品力を高める「縦のI型」と、広範なデバイスや技術をシステムに仕上げる「横のI型」を合わせた革新的な「T型」企業へと進化し、新たな価値を提供することで2024年度までに売上高１兆円、営業利益率10％を目指します。このために、電子部品事業では「部品サプライヤーから機能デバイスパートナーへの進化」を、車載情報機器事業では「内製コアデバイスを持つモビリティライフクリエーターへの進化」を進めていきます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、世界経済、社会生活への影響も不確実さを増しています。このような状況下において、当社グループは各国政府の指導に沿って事

業活動地域での感染拡大防止に努めるとともに、従業員の安全を確保し各事業への影響を軽減すべく取り組んでまいります。

電子部品事業は、「人と地球に喜ばれる新たな価値を創造します」という企業理念のもと、人とメディアの快適なコミュニケーションの実現を目指しています。その「ものづくり」の姿勢は、「美しい電子部品を究めます」との言葉に凝縮され、「Right（最適な）」「Unique（独自性）」「Green（環境にやさしい）」を兼ね備えたもの、すなわち洗練された外観のみならず、求められる機能を高い品質で実現し、かつ省エネルギーや省資源等環境への影響も十分に配慮した製品です。その実現には、微細加工技術や金型加工技術、ソフトウェア・IC設計技術、材料加工技術等、多彩な固有技術をベースとした先端のものづくりを常に追究しています。スイッチ、センサなどコンポーネント製品、モジュール製品をはじめ、グリーンデバイスなど新しい製品開発、事業分野にも挑戦しています。

車載情報機器事業では、電子部品事業の車載デバイス・モジュール製品と車載情報機器事業の自動車メーカー向け製品等をひとつにし、これまで両事業が培ってきた技術と、それぞれの得意分野を組み合わせた相乗効果により、今後、人とクルマにかかわる安心・快適・感動を提案するサービス、上質な移動空間の実現に向けた独創的かつ革新的な製品開発に取り組んでいきます。

物流事業では、(株)アルプス物流が電子部品を主な取扱い貨物とし、「ものづくりを支える最適物流を追求し、豊かな社会の実現に貢献します」との企業理念を掲げ、事業領域を「電子部品を核とした総合物流サービス」と定めています。

グループ各社は企業理念のもと連携して、中期・短期の経営計画を推進し、業容の拡大と企業価値の最大化を図っていきます。

（4）企業集団の財産及び損益の状況

区分	第84期（2016年度）	第85期（2017年度）	第86期（2018年度）	第87期（当連結会計年度）（2019年度）
売上高（百万円）	753,262	858,317	851,332	810,570
営業利益（百万円）	44,373	71,907	49,641	26,795
経常利益（百万円）	42,725	66,717	43,605	18,646
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）（百万円）	34,920	47,390	22,114	△4,009
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円）	178.25	241.91	110.19	△19.53
総資産（百万円）	602,961	669,874	675,717	625,542
純資産（百万円）	361,114	415,872	395,360	355,615

（注）1．1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）は、期中平均の発行済株式総数により算出しています。なお、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）の算出に際して、期中平均の発行済株式総数から期中平均の自己株式数を控除しています。

2．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号2018年2月16日）等を2018年度の期首から適用しており、2017年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっています。

（5）企業集団の主要な事業セグメント

当社グループは、電子部品、車載情報機器、物流、その他の４事業区分に関係する事業を行っており、各事業部門の主要な製品・サービス等は次のとおりです。

（2020年３月31日現在）

事業部門	主要製品	
電子部品	車載市場	インパネ用操作ユニット、ドア用操作モジュール、コマンダー、キーレスエントリシステム、電源スイッチ、検出スイッチ、プッシュスイッチ、エンコーダ、抵抗式ポジションセンサ（ロータリータイプ）、多機能操作デバイス、タクトスイッチ®、データ通信モジュール、センサ、電流センサ、可変抵抗器、静電容量式タッチパネル、圧接コンタクト、非球面レンズ、ハプティック® リアクタ、静電入力デバイス、ミリ波レーダー等
	民生その他市場	VCM、電源スイッチ、検出スイッチ、スライドスイッチ、プッシュスイッチ、ディップタイプスイッチ、ロータリスイッチ、エンコーダ、多機能操作デバイス、スライドボリューム、中空軸ボリューム、ロータリボリューム、圧接コンタクト、非球面レンズ、静電容量式タッチパネル、パワーインダクタ、小型サーマルプリンタ、Bluetooth® モジュール、3軸地磁気センサ、抵抗式ポジションセンサ（ロータリータイプ）、抵抗式ポジションセンサ（リニアタイプ）、磁気センサ、温湿度センサ、圧力センサ、電流センサ、タクトスイッチ®、トロイダルコイル、ハプティック® リアクタ等
車載情報機器	自動車用音響機器（ＣＤプレーヤー、アンプ、オーディオプロセッサー、デジタルラジオ、スピーカー）、自動車用情報・通信機器（カーナビゲーション、ＡＶシステム、ＡＶＮ（カーＡＶ・ナビゲーション）一体機、ディスプレイ製品、ＤＶＤ製品、カメラシステム、その他周辺機器）、その他（サービスパーツ（補修用部品）、その他付属品）	
物流	運送・保管・フォワーディング等の総合物流サービス及び資材の仕入販売	
その他	システム開発、オフィスサービス、金融・リース事業等	

（6）企業集団の主要な営業所及び工場

① 当社

（2020年３月31日現在）

本社	東京都大田区雪谷大塚町１番７号
支店	関西支店：大阪府吹田市泉町三丁目18番14号
営業所	宇都宮（栃木県宇都宮市）、厚木（神奈川県厚木市）、浜松（静岡県浜松市）、名古屋（愛知県名古屋市）、広島（広島県広島市）、福岡（福岡県福岡市）
工場	古川第２（宮城県大崎市）、涌谷（宮城県遠田郡）、角田（宮城県角田市）、小名浜（福島県いわき市）、平（福島県いわき市）、長岡（新潟県長岡市）
研究・開発拠点	品川開発センター（東京都品川区）、仙台開発センター（宮城県仙台市）、古川開発センター（宮城県大崎市）

② 子会社

（2020年３月31日現在）

海外	ALPS ELECTRIC (NORTH AMERICA), INC. ※1	アメリカ　サンタクララ
	ALPS ELECTRIC EUROPE GmbH ※2	ドイツ　ウンターシュライスハイム
	ALPS ELECTRIC KOREA CO., LTD.	韓国　光州廣域市
	ALPS (CHINA) CO., LTD.	中国　北京市
	NINGBO ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	中国　浙江省寧波市
	WUXI ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	中国　江蘇省無錫市
	ALPINE ELECTRONICS OF AMERICA, INC.	アメリカ　トーランス
	ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD.	ハンガリー　ビアトルバージ
	ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.	中国　北京市
国内	アルパイン(株)	東京都大田区

※1 ALPS ELECTRIC (NORTH AMERICA), INC.は、2020年４月１日付で、ALPS ALPINE NORTH AMERICA, INC.に社名変更しています。

※2 ALPS ELECTRIC EUROPE GmbHは、2020年４月１日付で、ALPS ALPINE EUROPE GmbHに社名変更しています。

（7）従業員の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
電子部品事業	20,362名	1,106名減
車載情報機器事業	12,843名	349名減
物流事業	5,894名	38名減
その他	1,344名	96名増
合計	40,443名	1,397名減

② 当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5,499名	140名減	42.9歳	19.3年

（注）従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者は除く。）です。

（8）重要な子会社の状況（2020年３月31日現在）

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の保有割合(%)	関係内容
ALPS ELECTRIC (NORTH AMERICA), INC. ※1	アメリカ サンタクララ	千USD 36,439	電子機器及び部品の製造販売	100	当社が部品を販売し、製品は相互に販売しています。役員の兼任等・・・有
ALPS ELECTRIC EUROPE GmbH ※2	ドイツ ウンターシュライスハイム	千EUR 5,500	電子機器及び部品の製造販売	100	当社が部品を販売し、製品は相互に販売しています。役員の兼任等・・・有
ALPS ELECTRIC KOREA CO., LTD.	韓国 光州廣域市	百万KRW 36,000	電子機器及び部品の製造販売	100	当社が部品を販売し、製品は相互に販売しています。また製品設計を委託し、機械設備を賃貸しています。役員の兼任等・・・有
ALPS (CHINA) CO., LTD.	中国 北京市	千CNY 377,117	中国国内の統括会社・電子機器及び部品の販売	100	当社が製品を販売しています。役員の兼任等・・・有
NINGBO ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	中国 浙江省寧波市	千CNY 307,253	電子機器及び部品の製造販売	100 (100)	当社が部品を販売し、製品を購入しています。また機械設備を賃貸しています。役員の兼任等・・・有
WUXI ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	中国 江蘇省無錫市	千CNY 286,096	電子機器及び部品の製造販売	100 (89.73)	当社が部品を販売し、製品を購入しています。また機械設備を賃貸しています。役員の兼任等・・・有
ALPINE ELECTRONICS OF AMERICA, INC.	アメリカ トーランス	千USD 53,000	音響機器及び情報通信機器の製造販売	100 (100)	役員の兼任等・・・有
ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD.	ハンガリー ビアトルバージ	千EUR 33,500	音響機器及び情報通信機器の製造販売	100 (100)	役員の兼任等・・・有
ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.	中国 北京市	千CNY 823,907	音響機器及び情報通信機器の販売、開発及び設計	100 (100)	役員の兼任等・・・有
アルパイン(株)	東京都大田区	百万円 25,920	音響機器及び情報通信機器の製造販売	100	当社が製品を販売し、事務所を賃貸しています。役員の兼任等・・・有

（注）子会社の議決権に対する所有割合欄の（　）内数字は間接所有割合（内数）

※1 ALPS ELECTRIC (NORTH AMERICA), INC.は、2020年４月１日付で、ALPS ALPINE NORTH AMERICA, INC.に社名変更しています。

※2 ALPS ELECTRIC EUROPE GmbHは、2020年４月１日付で、ALPS ALPINE EUROPE GmbHに社名変更しています。

（9）主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	31,177百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	31,035百万円
三井住友信託銀行株式会社	17,300百万円
株式会社日本政策投資銀行	1,500百万円

（注）企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しています。

2．会社の現況

（1）株式に関する事項（2020年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　500,000,000株
② 発行済株式の総数(自己株式14,837,907株を除く。)　204,443,543株
③ 株主数　40,130名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	28,935千株	14.15%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	14,418	7.05
UBS AG LONDON A／C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	14,389	7.03
クレディ・スイス証券株式会社	7,729	3.78
J．P． MORGAN BANK LUXEMBOURG S．A． 1300000	4,702	2.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	3,612	1.76
大樹生命保険株式会社	3,591	1.75
JP MORGAN CHASE BANK 385151	3,468	1.69
STATE STREET BANK WEST CLIENT － TREATY 505234	3,084	1.50
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	2,998	1.46

（注）1．当社は、自己株式を14,837,907株保有していますが、上記大株主からは除外しています。
2．持株比率は自己株式を控除して計算しています。
3．エリオット・インベストメント・マネージメント・エルピーから、2020年１月10日付で提出された大量保有報告書により、同社が26,939千株（発行済株式の総数に対する割合13.17%）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。

4．野村證券株式会社から、2020年３月18日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、同社、ノムラ　インターナショナル　ピーエルシー及び野村アセットマネジメント株式会社の３社で、19,569千株（発行済株式の総数に対する割合9.57％）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。
5．みずほ証券株式会社から、2019年11月８日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、アセットマネジメントOne株式会社が8,344千株（発行済株式の総数に対する割合4.08％）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。

⑤　その他株式に関する重要な事項

1）自己株式の取得

2019年１月29日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得

イ．2019年３月31日以前に取得した自己株式の内容

・取得対象株式の種類　　普通株式
・取得した株式の総数　　7,772,700株
・株式の取得価額の総額　　17,509,686,727円
・取得期間　　2019年１月30日～2019年３月31日

ロ．2019年４月１日以降に取得した自己株式の内容

・取得対象株式の種類　　普通株式
・取得した株式の総数　　4,912,100株
・株式の取得価額の総額　　10,890,204,218円
・取得期間　　2019年４月１日～2019年６月28日

2019年４月26日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得

・取得対象株式の種類　　普通株式
・取得した株式の総数　　1,727,500株
・株式の取得価額の総額　　3,206,101,600円
・取得期間　　2019年７月１日～2020年３月31日

2）譲渡制限付株式報酬制度

当社は、2019年６月21日開催の第86回定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。これを受け、当社は2019年６月21日開催の取締役会において、株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年７月19日付で取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）５名及び当社の取締役を兼務しない執行役員13名に対して自己株式42,000株の処分を完了しました。

（2）新株予約権に関する事項

当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権に関する事項

	アルプス電気株式会社 第１回　新株予約権	アルプス電気株式会社 第２回　新株予約権
発行決議の日	2014年６月20日	2015年６月19日
新株予約権の数	107個	45個
保有者数	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） ３名	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） ３名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　10,700株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　4,500株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり 141,500円 （１株当たり1,415円）	新株予約権１個当たり 395,700円 （１株当たり3,957円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり　100円 （１株当たり1円）	新株予約権１個当たり　100円 （１株当たり1円）
新株予約権の行使期間	自　2014年７月29日 至　2054年７月28日	自　2015年７月27日 至　2055年７月26日

	アルプス電気株式会社 第３回　新株予約権	アルプス電気株式会社 第４回　新株予約権
発行決議の日	2016年６月23日	2017年６月23日
新株予約権の数	100個	72個
保有者数	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） ３名	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） ３名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　10,000株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　7,200株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり 201,100円 （１株当たり2,011円）	新株予約権１個当たり 305,300円 （１株当たり3,053円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり　100円 （１株当たり1円）	新株予約権１個当たり　100円 （１株当たり1円）
新株予約権の行使期間	自　2016年７月22日 至　2056年７月21日	自　2017年７月25日 至　2057年７月24日

	アルプス電気株式会社 第５回　新株予約権	アルプスアルパイン株式会社 第６回　新株予約権
発行決議の日	2018年６月22日	2014年６月19日
新株予約権の数	85個	20個
保有者数	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） ３名	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） １名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　8,500株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　1,360株 （新株予約権１個につき68株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり 294,400円 （１株当たり2,944円）	金銭の払込みを要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり　100円 （１株当たり1円）	新株予約権１個当たり　68円 （１株当たり1円）
新株予約権の行使期間	自　2018年７月26日 至　2058年７月25日	自　2019年１月１日 至　2054年８月５日

	アルプスアルパイン株式会社 第７回　新株予約権	アルプスアルパイン株式会社 第８回　新株予約権
発行決議の日	2015年６月18日	2016年６月22日
新株予約権の数	27個	103個
保有者数	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） ２名	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） ２名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　1,836株 （新株予約権１個につき68株）	普通株式　7,004株 （新株予約権１個につき68株）
新株予約権の払込金額	金銭の払込みを要しない。	金銭の払込みを要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり　68円 （１株当たり1円）	新株予約権１個当たり　68円 （１株当たり1円）
新株予約権の行使期間	自　2019年１月１日 至　2055年８月４日	自　2019年１月１日 至　2056年７月19日

	アルプスアルパイン株式会社 第９回　新株予約権	アルプスアルパイン株式会社 第１０回　新株予約権
発行決議の日	2017年６月22日	2018年６月21日
新株予約権の数	70個	66個
保有者数	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） ２名	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） ２名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　4,760株 （新株予約権１個につき68株）	普通株式　4,488株 （新株予約権１個につき68株）
新株予約権の払込金額	金銭の払込みを要しない。	金銭の払込みを要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり　68円 （１株当たり1円）	新株予約権１個当たり　68円 （１株当たり1円）
新株予約権の行使期間	自　2019年１月１日 至　2057年７月20日	自　2019年１月１日 至　2058年７月23日

（注）１．当社は、2019年６月21日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって株式報酬型ストック・オプション制度を廃止しました。したがいまして、新規のストック・オプションの付与は行っていません。
２．第６回から第10回の新株予約権については、2019年１月１日付で当社を株式交換完全親会社、アルパイン株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施したことに伴い、アルパイン株式会社が発行していた新株予約権（以下「旧アルパイン新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、当該新株予約権と同数の当社の新株予約権を2019年１月１日付で交付したものです。
３．第６回から第10回までの発行決議の日は、第６回から第10回までの新株予約権に対応する旧アルパイン新株予約権に係る発行決議の日を記載しています。
４．第１回から第５回までの新株予約権者は、当社の監査等委員でない取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができます。
５．第６回から第10回までの新株予約権者は、アルパイン株式会社の取締役（非業務執行取締役、監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができます。
６．その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

（3）会社役員に関する事項

① 取締役の状況（2020年３月31日現在）

氏名	会社における地位及び担当又は主な職業	重要な兼職の状況
栗山年弘	代表取締役 社長執行役員 CEO 兼 アルプスカンパニー長	
米谷信彦	代表取締役 副社長執行役員 統合シナジー担当 兼 アルパインカンパニー長	アルパイン株式会社 代表取締役社長
木本隆	取締役 専務執行役員 営業担当 兼 アルプスカンパニー電子部品営業本部長	
笹尾泰夫	取締役 常務執行役員 技術担当 兼 アルプスカンパニー新事業担当 兼 アルプスカンパニー技術本部長	
遠藤浩一	取締役 常務執行役員 技術副担当 兼 アルパインカンパニー先行開発担当 兼 アルパインカンパニー技術本部長	ALPINE ELECTRONICS OF SILICON VALLEY, INC. 会長 NEUSOFT CORPORATION 董事
木下聡	取締役	
梅原潤一	取締役（監査等委員） （常勤）	
前田眞二	取締役（監査等委員） （常勤）	
飯田隆	取締役（監査等委員） 弁護士	株式会社島津製作所 社外監査役 日本電信電話株式会社 社外監査役
中矢一也	取締役（監査等委員）	
東葭葉子	取締役（監査等委員） 公認会計士	コクヨ株式会社 社外監査役
五味祐子	取締役（監査等委員） 弁護士	日本瓦斯株式会社 社外監査役 株式会社ローソン 社外監査役

（注）１．取締役 木下聡氏、取締役（監査等委員）飯田隆氏、中矢一也氏、東葭葉子氏、五味祐子氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役です。

２．取締役（監査等委員）東葭葉子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

３．当社は取締役（監査等委員）梅原潤一氏、前田眞二氏を常勤の監査等委員として選定しています。当社が常勤の監査等委員を選定している理由は、社内の重要な会議に出席すると共に、重要な情報の収集及び報告の受領等を日常的に行うことにより、監査等委員会としてのモニタリング強化を図るためです。

4．当社は取締役 木下聡氏、取締役(監査等委員)飯田隆氏、中矢一也氏、東葭葉子氏、五味祐子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
5．取締役の異動
（就任）2019年６月21日開催の第86回定時株主総会において、取締役に笹尾泰夫氏、取締役（監査等委員）に五味祐子氏が新たに選任され、就任しました。
（退任）2019年６月21日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって、取締役 氣賀洋一郎氏、取締役（監査等委員）長谷川聡子氏が退任しました。

（参考）執行役員の状況（2020年３月31日現在）
当社は執行役員制度を採用しており、2020年３月31日現在の執行役員は次のとおりです。なお、*印は取締役を兼務しています。

氏名	地位及び担当	
* 栗山年弘	社長執行役員	CEO 兼 アルプスカンパニー長
* 米谷信彦	副社長執行役員	統合シナジー担当 兼 アルパインカンパニー長
* 木本 隆	専務執行役員	営業担当 兼 アルプスカンパニー電子部品営業本部長
* 笹尾泰夫	常務執行役員	技術担当 兼 アルプスカンパニー新事業担当 兼 アルプスカンパニー技術本部長
* 遠藤浩一	常務執行役員	技術副担当 兼 アルパインカンパニー先行開発担当 兼 アルパインカンパニー技術本部長
河原田陽司	常務執行役員	資材担当 兼 アルパインカンパニー生産担当 兼 アルパインカンパニー生産本部長 兼 アルプスカンパニー第１資材本部長 兼 アルパインカンパニー第２資材本部長
佐伯哲博	常務執行役員	生産担当 兼 情報システム担当 兼 アルプスカンパニー生産本部長 兼 アルプスカンパニーコンポーネント生産担当
氣賀洋一郎	執行役員	人事総務・法務知的財産・貿易管理担当
佐藤浩行	執行役員	アルプスカンパニー車載モジュール事業担当 兼 アルプスカンパニー技術本部副本部長

氏名	地位及び担当	
泉　　英男	執行役員	アルプスカンパニー車載新事業担当 兼 アルプスカンパニー技術本部副本部長
小林俊則	執行役員	経営企画・経理・財務担当
井上伸二	執行役員	アルパインカンパニー車載営業本部長
石橋浩司	執行役員	アルパインカンパニーディスプレイ＆サウンド事業担当 兼 アルパインカンパニー技術本部副本部長
元川康司	執行役員	アルパインカンパニー車載営業本部副本部長
小平　　哲	執行役員	品質担当 兼 アルプスカンパニー第１品質本部長 兼 アルパインカンパニー第２品質本部長
鋸本和俊	執行役員	アルプスカンパニー車載モジュール生産担当 兼アルプスカンパニー生産本部副本部長
山上　　浩	執行役員	アルプスカンパニーコンポーネント事業担当 兼 アルプスカンパニー技術本部副本部長
渡辺好勝	執行役員	アルパインカンパニーインフォテインメント事業担当 兼 アルパインカンパニー技術本部副本部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く。）は、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。

③　当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分ごとの報酬等の総額及び対象となる役員の員数

取締役の報酬等の額は以下のとおりです。

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	賞与	譲渡制限付株式報酬	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	200 (9)	128 (9)	33 (－)	38 (－)	7 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	65 (41)	65 (41)	－ (－)	－ (－)	7 (5)
合計 (うち社外取締役)	265 (50)	193 (50)	33 (－)	38 (－)	14 (6)

(注) 1．取締役（監査等委員を除く。）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2．当事業年度末日における取締役（監査等委員を除く。）は6名（うち社外取締役1名）、取締役（監査等委員）6名（うち社外取締役4名）です。
3．賞与には、当事業年度における費用計上額を記載しています。
4．譲渡制限付株式報酬には、当事業年度における費用計上額を記載しています。
5．当事業年度における社外取締役が当社の子会社から社外監査役として受けた報酬等の額は1百万円です。

④　社外役員に関する事項

イ．社外役員の重要な兼職状況

区分	氏名	兼職先	兼職の状況	当社との関係
取締役 (監査等委員)	飯田　隆	株式会社島津製作所 日本電信電話株式会社	社外監査役	特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	東葭 葉子	コクヨ株式会社	社外監査役	特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	五味 祐子	日本瓦斯株式会社 株式会社ローソン	社外監査役	特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役 木下聡氏は、2019年度の取締役会12回の全て（出席率100%）に出席し、主に企業経営者として企業経営全般に関する適切な助言を必要に応じて行っています。

・取締役（監査等委員）飯田隆氏は、2019年度の取締役会12回の全て（出席率100%）に、また監査等委員会16回の全て（出席率100%）に出席し、主に弁護士の専門的見地から必要に応じて発言を行っています。

・取締役（監査等委員）中矢一也氏は、2019年度の取締役会12回の全て（出席率100%）に、また監査等委員会16回の全て（出席率100%）に出席し、主に企業実務経験者として培われた専門的見地から必要に応じて発言を行っています。

・取締役（監査等委員）東葭葉子氏は、2019年度の取締役会12回の全て（出席率100%）に、また監査等委員会16回の全て（出席率100%）に出席し、主に公認会計士の専門的見地から必要に応じて発言を行っています。

・取締役（監査等委員）五味祐子氏は、2019年６月21日就任以降に開催された取締役会10回の全て（出席率100%）に、また監査等委員会12回のうち、11回出席（出席率92%）し、主に弁護士の専門的見地から必要に応じて発言を行っています。

（４）会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
当社	310	－
連結子会社	130	－
計	440	－

（注）１．監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第１項及び第３項の同意を行っています。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

３．当社の報酬等の額には、アルパイン株式会社との経営統合に伴い、米国証券法に基づき提出する年次報告書様式20-Fに関する連結財務諸表にかかる監査報酬214百万円が含まれています。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。
また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

④ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が当社の子会社の計算関係書類の監査をしている事実
当社の重要な子会社のうち、以下に記載する８社は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る）を受けています。

1. ALPS ELECTRIC EUROPE GmbH ※
2. ALPS ELECTRIC KOREA CO., LTD.
3. ALPS（CHINA）CO., LTD.
4. NINGBO ALPS ELECTRONICS CO., LTD.
5. WUXI ALPS ELECTRONICS CO., LTD.
6. ALPINE ELECTRONICS OF AMERICA, INC.
7. ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD.
8. ALPINE ELECTRONICS（CHINA）CO., LTD.

※ ALPS ELECTRIC EUROPE GmbHは、2020年４月１日付で、ALPS ALPINE EUROPE GmbHに社名変更しています。

（5）業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 内部統制システムについての基本的な考え方とその整備状況

当社は、創業の精神（社訓）をグループ経営の原点と位置づけ、グループ経営規範（企業理念、経営姿勢、グループ倫理規範）、「アルプスアルパイングループの運営に関する契約書」を制定し、当社のグループ経営、コンプライアンス、及び環境保全についての基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開します。これを踏まえて、当社が業務の適正を確保するための体制の整備に関して、取締役会において決議した最新の基本方針及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

1．当社及び当社子会社の取締役及び使用人の法令及び定款適合性を確保するための体制

(1)当社は、法令の趣旨や社会の要請、企業倫理に基づいて公正な経営を目指し、良識と責任ある行動をとるため、コンプライアンスの基本理念と行動指針を宣言するとともに、その具体的内容を明確にした社内規定を定めます。

(2)当社は、利害関係のない独立した社外取締役（以下「独立社外取締役」といいます。）の候補者を複数選定します。そして、独立社外取締役が出席する取締役会において経営の方針や重要事項を審議・決定し、また各取締役の職務執行状況の監督を行うため、当社取締役会規則に決議事項及び報告事項の具体的内容・基準を明確に定めるとともに、このような審議・決定及び監督を行うための能力・資質を有した者が取締役として株主総会で選任されるよう取締役候補者の選任基準を設定します。

(3)当社は、取締役会決議の適法性を担保するため、上程される議案の適法性に関する確認制度を整備します。

(4)当社は、健全な企業風土を醸成するため、役員及び従業員に対してコンプライアンス教育を実施します。

(5)当社は、子会社の取締役及び従業員の職務の執行の法令及び定款適合性を確保するために、以下の体制を整備します。

①電子部品事業のセグメント及び車載情報機器事業のセグメントに属する子会社について

当社は、電子部品事業のセグメント及び車載情報機器事業のセグメントに属する子会社（以下「電子部品事業セグメント構成会社」、「車載情報機器事業セグメント構成会社」といいます。）の経営に関する指導・管理を行う制度を整備します。また、当社は電子部品事業セグメント構成会社及び車載情報機器事業セグメント構成会社の状況等に応じてコンプライアンスに関する体制の構築とその活動を支援します。

②株式会社アルプス物流について
当社子会社のうち、上場企業であり、かつ当社グループにおける物流事業のセグメント基幹会社である株式会社アルプス物流は、当社グループの企業理念及び行動指針を踏まえ、物流事業に属する子会社（以下「物流事業セグメント構成会社」といいます。）に内部統制に係る体制を構築します。また当社は、株式会社アルプス物流と当社グループの内部統制の構築に係る連携を図るための制度を整備します。

【運用状況の概要】
・当社は、グループ倫理規範を定めるとともに、それらの具体的内容を明確にした各種の社内規定を定め、役員及び社員に対し、コンプライアンス教育など社内教育等によりその浸透を図っています。また、子会社などのグループ会社に対して、助言又は支援を行うとともに、コンプライアンスの推進や内部統制構築等に関する活動を支援しています。また、上場会社である株式会社アルプス物流は、その独立性を維持しつつ、社長会やグループ監査等委員会連絡会などを定例的に開催し、グループとしての経営の相乗効果と適正化を図り、適切な内部統制を構築すべく取り組んでいます。
・取締役については、選任基準に基づいて取締役候補者を選定し、株主総会に提案しています。また、当社は執行役員制度を導入しており、取締役同様に選任基準に基づいて選任しています。
・当事業年度は、取締役会を12回開催し、付議内容・基準を定めた取締役会規則・細則に基づき、重要事項につき審議決定するとともに、各取締役・執行役員から業務執行の報告を受けました。また、取締役会決議の適法性を担保するため、事前確認規定に基づき管理担当執行役員及びコンプライアンス担当部門による上程議案の事前確認も行っています。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理並びに当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
(1)当社は、文書管理の基本事項を社内規定に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存管理します。
(2)当社は、当社子会社の取締役等の職務の執行に関する当社への報告に関し、各社の役割・機能等を踏まえた報告制度を整備します。

【運用状況の概要】
・当社は、取締役会規則・細則並びに執行役員会規則・細則を定め、議事録の作成・保管その他取締役会及び執行役員会の運営等を明確にするとともに、文書管理規定、情報管理規定及び秘密情報管理規定等に基づき、情報の管理を行っています。また、上場会社を含む子会社は、経営管理規定に基づき、グループ経営上の重要事項について、報告を行っています。

3．当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社は、グループ全体のリスクの統括的管理及び情報の共有化を図るため、リスク管理に関する社内規定を定め、種々のリスクに関する管理・報告の体制を整備します。

(2)当社は、当社子会社に関連する一定のリスクについて当社への事前協議及び報告体制を整備します。また、電子部品事業セグメント構成会社及び車載情報機器事業セグメント構成会社については、当社のリスク管理に関する規定に準拠して各社で体制を整備させるとともに、その状況に応じて必要となる支援を行います。上場子会社である株式会社アルプス物流については、自社及び物流事業セグメント構成会社における業務執行に係るリスクを踏まえた体制を整備し、当社は、株式会社アルプス物流と連携を図るための制度を整備します。

【運用状況の概要】

・当社は、リスクマネジメント方針の下、危機管理規定等の規定を定め、災害・事故・業務など経営に甚大な影響を及ぼすリスクに関する管理・報告体制の整備・運用をしています。

・当社子会社に対しては、各社の規模や業態に応じたリスク管理体制を整備しています。上場会社を含む子会社は、経営管理規定に基づき、当社に対しリスクに関する協議・報告を行っています。また、上場子会社である株式会社アルプス物流については、社長会やグループ監査等委員会連絡会などを定例的に開催し、グループ間の連携を図っています。

4．当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社は、取締役会の重要な業務執行の一部を取締役に委任し、また、取締役から権限を委譲された執行役員が、業務執行を効率的かつ迅速に行います。職務の執行状況については、取締役及び執行役員が取締役会に定期的に報告を行うことにより、経営が効率的に行われる体制を構築します。

(2)当社は、取締役会において中短期経営計画を審議・決定し、各取締役は、その計画に定める目標達成のため行動するとともに、進捗状況を取締役会において報告します。

(3)当社は、グループ全体の基本方針・戦略に基づいて、子会社の運営管理上の区分を定め、これらを踏まえた効率的な業務執行を確保するための体制を構築します。また、電子部品事業セグメント構成会社及び車載情報機器事業セグメント構成会社については各社の状況等に応じて経営・業務の指導及び業績の管理を行う制度を整備するとともに、上場子会社である株式会社アルプス物流については経営の状況報告を受けその進捗を確認しつつ連携を図るための制度を整備します。

【運用状況の概要】
・当社は、執行役員制を導入しており、営業、技術、生産、品質、管理等の機能毎の責任者としてチーフオフィサーを設置しています。そして、取締役会の重要な業務執行の決定を委任された取締役が、チーフオフィサー及びカンパニー毎の担当執行役員に対して、当社並びに各子会社の業態や規模に応じた効率的な業務執行を行えるように指導、監督しています。また、機能別組織に加え、事業領域やビジネスユニット別に執行役員を置いて責任を明確にしています。上場子会社である株式会社アルプス物流については、同社の社長から当社取締役会で経営の状況報告を受けその進捗を確認するとともに、社長会で経営の連携を図っています。
・当社では、3年ごとに中期経営計画、毎年短期経営計画を策定し、取締役会にて審議・決定を行っています。これらの計画については、半期ごとに経営計画会議を開催し、計画の進捗管理や見直しを行っています。また、取締役および執行役員は、担当分野における計画の進捗状況を取締役会及び執行役員会にて毎月報告しています。

5．当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するためのその他の体制
(1)当社は、グループのコンプライアンスに関する基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開し、グループにおける共通の価値観としてこれを共有します。
(2)当社は、グループ内における取引の価格について、適正な基準を設定します。
(3)当社は、企業倫理や社内規定及び法令に係る違反の防止、早期発見及びその是正を図るため、当社及び当社子会社において内部通報制度（倫理ホットライン）（以下「倫理ホットライン」といいます。）を整備し、通報窓口を定期的に周知します。
(4)当社の内部監査部門は、当社並びに電子部品事業セグメント構成会社及び車載情報機器事業セグメント構成会社の経営・事業に係る活動全般について監査を行い、内部監査の結果を取締役会並びに監査等委員会及び会計監査人に報告します。また、上場子会社である株式会社アルプス物流については、その内部監査部門が自社及び物流事業セグメント構成会社を対象として監査を行うとともに、当社の内部監査部門と連携します。
(5)当社の監査等委員会は、当社子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けます。

【運用状況の概要】
・当社は、グループ内における取引については、グループ会社価格基準に基づき、適正な取引を行っています。

・内部通報制度として倫理ホットラインを設置し、月に一度発行される社報や社内ポータルサイトのホームページ等で通報窓口等について社内への周知をしています。倫理ホットラインの運用状況については管理担当執行役員が定期的に取締役会に報告しています。また、グループ各社の倫理ホットライン関係者と定期的にグループ倫理ホットライン連絡会を開催（2019年度は２回）し、情報や課題の共有化を図るとともに、グループとしての倫理ホットライン制度の機能強化に努めています。
・内部監査部門は、中期及び年次の内部監査計画に基づき、当社の各部門・拠点及び各セグメントの国内･海外の関係会社に対する内部監査を実施しています。内部監査の結果は、監査終了後に取締役会と監査等委員会に報告しています。また、上場子会社である株式会社アルプス物流には内部監査部門があり、自社及びそのセグメント構成会社を対象とした内部監査を行っており、監査体制や監査結果等については、定期的に報告を受けています。
・当社の監査等委員は、定期的に国内の子会社の社長等と面談（2019年度は４回）を行っています。また、海外子会社の社長等とは往査時に面談するほか、経営計画会議などの場を利用して情報交換をしています。なお、内部統制上の課題を識別した場合には、必要な改善要請を行って、是正に向けた全社的な取り組みにつなげています。

6．監査等委員会の職務を補助する使用人に関する事項
当社は、監査等委員会の職務を補助する部署を設け、専任のスタッフ（以下「監査等委員会補助スタッフ」といいます。）を配置します。

【運用状況の概要】
・当社では、監査等委員会の職務を補助する部署を設け、相応の知識、能力、職務経験等を有する専任の監査等委員会補助スタッフを２名、兼任を２名配置しています。

7．当社の監査等委員会補助スタッフの取締役からの独立性及び当該補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1)監査等委員会補助スタッフは、他の職務を兼任せず、専ら当社監査等委員会の指揮命令に従うものとします。
(2)当社は、監査等委員会の同意等の下において監査等委員会補助スタッフの人事異動及び人事考課を実施します。

【運用状況の概要】
・当社では、専任の監査等委員会補助スタッフは他の職務を兼任せず、監査等委員会の指揮命令下にあり、人事異動・考課は監査等委員会の同意等の下において実施しています。

8．当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制

(1)当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、取締役が監査等委員会へ報告を行います。

(2)当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて、直接又は間接的に監査等委員会に報告できる体制を整備します。

【運用状況の概要】

・当社では、取締役が重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項を把握、認識した場合には、随時、取締役が監査等委員会に報告ができる環境を整備しています。また、従業員が重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項を把握、認識した場合には、常勤監査等委員、社外取締役である監査等委員、コンプライアンス担当部門長を窓口とする倫理ホットラインに通報、相談することができる体制を整備、運用、周知しています。

9．当社子会社の取締役、監査役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

(1)当社は、当社子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、当該子会社の取締役・監査役等が直接、又は当社の担当取締役等を通して当社の監査等委員会に報告する体制を整備します。

(2)当社は、当社子会社の従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて直接又は間接的に当社の監査等委員会に報告できる体制を整備します。

【運用状況の概要】

・国内の当社子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項については、当該子会社の取締役・監査役（上場子会社を除く。）・従業員が当社の監査等委員会に報告できる体制として、倫理ホットライン制度を運用・周知しています。

・主要な海外子会社には内部通報制度を設置し、その従業員が利用できるように指導しているほか、その運用状況を定期的に当社の倫理ホットライン事務局がモニタリングし、その結果を当社の管理担当執行役員、常勤監査等委員及び社外取締役である監査等委員に報告しています。

10. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員等が監査等委員会に対して報告・通報したことを理由とした不利益な取扱いを社内規定等によって禁止します。

【運用状況の概要】
・当社は、倫理ホットライン規定により、当社及び当社子会社の取締役、監査役（当社及び上場子会社を除く。）及び従業員等が倫理ホットラインに対して報告・通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁止しています。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制
(1)監査等委員は、経営計画会議等の重要な社内会議に出席するなど、取締役、執行役員や幹部従業員と定期及び随時に会合を行うこととします。
(2)監査等委員会は、監査の実施上必要な場合には、内部監査部門の監査に加え、監査等委員会の決議により外部の専門家を使用できることとします。
(3)監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を図るために、定期及び随時に会合を行うこととします。

【運用状況の概要】
・監査等委員は、取締役会や経営計画会議等の重要な会議に出席する他、取締役、執行役員や幹部従業員と定期及び随時に会合を行っています。
・監査等委員会監査基準で外部の専門家を使用できることを明記し、監査等委員の監査に関する費用は、監査計画に基づく予算を確保するとともに、実際に支出した費用を監査等委員の請求に基づいて、償還しています。
・監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人と監査等結果報告会（2019年度は4回）を定期的に開催しています。また、内部監査部門とは毎月の会合やグループ監査等委員会連絡会（2019年度は2回）などを定期及び随時に開催し、情報や課題を共有しています。

② 財務報告の適正を確保するための体制
当社は内部統制の整備・運用状況を業務の自己点検や独立部門による評価を通じて確認したうえで、財務報告の信頼性に係わる内部統制の有効性について内部統制報告書に開示します。

③　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、更にそれらからの要求を断固拒否する方針を堅持します。
反社会的勢力及び団体に対する対応を統括する組織を人事・総務部門内に設置し、社内関係部門及び警察等外部専門組織機関との協力体制を整備しています。また、不当要求に対応するため、対応部門に対する社内研修を実施するなどの教育を併せて行っています。

（6）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分は、電子部品事業及び車載情報機器事業における連結業績をベースに、①株主への利益還元、②将来の事業展開や競争力強化のための研究開発や設備投資、③内部留保のこれら３つのバランスを考慮して利益配分を決定することを基本方針としています。

また、国内格付Ａ格を維持可能とする健全な財務基盤の確保、並びに中期経営計画における事業目標を定めた上で設定する当該中期経営計画期間中におけるＲＯＥなどの収益性指標の財務目標水準を維持する資本政策の達成を目指すこと、さらに競争力強化の経営資源の獲得及び確保並びに急激な経済危機や自然災害などの不測の事態に対応可能な財務状態の維持に努めることなども掲げています。

そのうえで、成長投資と資本効率の向上のバランスを確保しつつ、①総還元性向として連結当期純利益の30％を確保することを原則とすること、②特に2019年度から2021年度の３年間においては、総還元性向を50％とすることとしています。

毎事業年度における剰余金の配当については、第２四半期末日を基準日とする中間配当と期末配当の年２回とし、それぞれの決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当についても取締役会の決議をもって行うことができる旨、定款に定めています。ただし、当面は、原則として期末配当の決定を株主総会に諮ることとしています。

当事業年度の配当については、上記基本方針のもと、業績動向、財務体質強化、株主の皆様の配当に対するご期待等を勘案し、中間配当として１株当たり20円を実施、期末配当については10円とし、年間配当を30円と予定しています。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）
2019年10月30日 取締役会決議	4,093	20.00
2020年６月24日 定時株主総会決議（予定）	2,044	10.00

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額		科目	金額
(資産の部)			**(負債の部)**	
Ⅰ 流動資産			**Ⅰ 流動負債**	
1．現金及び預金		129,598	1．支払手形及び買掛金	61,781
2．受取手形及び売掛金		119,604	2．短期借入金	56,198
3．商品及び製品		63,061	3．未払費用	16,190
4．仕掛品		11,344	4．未払法人税等	4,096
5．原材料及び貯蔵品		26,067	5．賞与引当金	10,120
6．その他		19,763	6．役員賞与引当金	79
貸倒引当金		△252	7．製品保証引当金	9,798
流動資産合計		369,187	8．その他の引当金	460
Ⅱ 固定資産			9．その他	39,314
1．有形固定資産			流動負債合計	198,038
(1) 建物及び構築物	152,279		**Ⅱ 固定負債**	
減価償却累計額及び減損損失累計額	△100,575	51,704	1．長期借入金	43,672
(2) 機械装置及び運搬具	249,808		2．繰延税金負債	2,333
減価償却累計額及び減損損失累計額	△191,444	58,364	3．退職給付に係る負債	18,828
(3) 工具器具備品及び金型	142,118		4．役員退職慰労引当金	168
減価償却累計額及び減損損失累計額	△120,095	22,022	5．環境対策費用引当金	590
(4) 土地		30,404	6．その他	6,293
(5) 建設仮勘定		15,368	固定負債合計	71,887
有形固定資産合計		177,865	**負債合計**	**269,926**
2．無形固定資産		28,259	**(純資産の部)**	
3．投資その他の資産			**Ⅰ 株主資本**	
(1) 投資有価証券		30,985	1．資本金	38,730
(2) 繰延税金資産		6,960	2．資本剰余金	126,544
(3) 退職給付に係る資産		12	3．利益剰余金	206,491
(4) その他		12,798	4．自己株式	△32,233
貸倒引当金		△527	株主資本合計	339,533
投資その他の資産合計		50,230	**Ⅱ その他の包括利益累計額**	
固定資産合計		256,354	1．その他有価証券評価差額金	13,435
			2．土地再評価差額金	△496
			3．為替換算調整勘定	△18,214
			4．退職給付に係る調整累計額	△9,792
			その他の包括利益累計額合計	△15,068
			Ⅲ 新株予約権	278
			Ⅳ 非支配株主持分	30,872
			純資産合計	**355,615**
資産合計		**625,542**	**負債純資産合計**	**625,542**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
Ⅰ　売上高		810,570
Ⅱ　売上原価		670,700
売上総利益		**139,870**
Ⅲ　販売費及び一般管理費		113,074
営業利益		**26,795**
Ⅳ　営業外収益		
１．受取利息	798	
２．受取配当金	509	
３．補助金収入	1,380	
４．雑収入	872	3,561
Ⅴ　営業外費用		
１．支払利息	1,298	
２．為替差損	3,655	
３．持分法による投資損失	3,166	
４．支払手数料	1,625	
５．雑支出	1,964	11,709
経常利益		**18,646**
Ⅵ　特別利益		
１．固定資産売却益	1,946	
２．災害保険金収入	2,772	
３．その他	803	5,522
Ⅶ　特別損失		
１．減損損失	2,688	
２．投資有価証券評価損	1,149	
３．関係会社出資金評価損	933	
４．為替換算調整勘定取崩損	1,282	
５．災害による損失	1,989	
６．その他	556	8,601
税金等調整前当期純利益		**15,568**
法人税、住民税及び事業税	10,375	
法人税等調整額	7,591	17,966
当期純損失		2,398
非支配株主に帰属する当期純利益		1,610
親会社株主に帰属する当期純損失		**4,009**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

（参考情報）
【連結損益及び包括利益計算書】（監査対象外）

連結会計年度（自 2019年４月１日　至 2020年３月31日）

（単位：百万円）

売上高	810,570
売上原価	670,700
売上総利益	139,870
販売費及び一般管理費	113,074
営業利益	26,795
営業外収益	
受取利息	798
受取配当金	509
補助金収入	1,380
雑収入	872
営業外収益合計	3,561
営業外費用	
支払利息	1,298
為替差損	3,655
持分法による投資損失	3,166
支払手数料	1,625
雑支出	1,964
営業外費用合計	11,709
経常利益	18,646
特別利益	
固定資産売却益	1,946
災害保険金収入	2,772
その他	803
特別利益合計	5,522
特別損失	
減損損失	2,688
投資有価証券評価損	1,149
関係会社出資金評価損	933
為替換算調整勘定取崩損	1,282
災害による損失	1,989
その他	556
特別損失合計	8,601
税金等調整前当期純利益	15,568
法人税、住民税及び事業税	10,375
法人税等調整額	7,591
法人税等合計	17,966
当期純損失	2,398
（内訳）	
親会社株主に帰属する当期純損失	4,009
非支配株主に帰属する当期純利益	1,610

その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	9,367
繰延ヘッジ損益	0
為替換算調整勘定	△9,665
退職給付に係る調整額	△5,982
持分法適用会社に対する持分相当額	△1,008
その他の包括利益合計	△7,288
包括利益	△9,686
（内訳）	
親会社株主に係る包括利益	△10,671
非支配株主に係る包括利益	985

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
Ⅰ 流動資産		**Ⅰ 流動負債**	
1．現金及び預金	16,025	1．買掛金	40,050
2．受取手形	729	2．短期借入金	21,300
3．売掛金	67,545	3．1年内返済予定の長期借入金	23,000
4．商品及び製品	9,805	4．リース債務	15
5．仕掛品	5,940	5．未払金	14,619
6．原材料及び貯蔵品	4,646	6．未払費用	3,174
7．前渡金	15	7．未払法人税等	317
8．前払費用	1,334	8．前受金	67
9．未収入金	10,438	9．預り金	219
10．未収還付法人税等	1,112	10．賞与引当金	4,311
11．関係会社短期貸付金	22,205	11．役員賞与引当金	27
12．その他	50	12．製品保証引当金	1,850
貸倒引当金	△0	13．たな卸資産損失引当金	556
流動資産合計	139,849	14．その他	117
Ⅱ 固定資産		流動負債合計	109,629
1．有形固定資産		**Ⅱ 固定負債**	
(1) 建物	18,448	1．長期借入金	42,000
(2) 構築物	1,114	2．リース債務	23
(3) 機械及び装置	22,889	3．長期未払金	133
(4) 車両運搬具	82	4．退職給付引当金	2,807
(5) 工具、器具及び備品	2,385	5．環境対策費用引当金	590
(6) 金型	1,781	6．資産除去債務	427
(7) 土地	17,272	7．その他	87
(8) 建設仮勘定	5,727	固定負債合計	46,070
有形固定資産合計	69,702	**負債合計**	**155,699**
2．無形固定資産		(純資産の部)	
(1) 特許権	61	**Ⅰ 株主資本**	
(2) 借地権	236	1．資本金	38,730
(3) 商標権	23	2．資本剰余金	
(4) ソフトウェア	10,360	資本準備金	99,993
(5) 電話加入権	40	その他資本剰余金	3,520
(6) 施設利用権	1	資本剰余金合計	103,514
無形固定資産合計	10,723	3．利益剰余金	
3．投資その他の資産		その他利益剰余金	
(1) 投資有価証券	2,643	繰越利益剰余金	62,766
(2) 関係会社株式	89,607	その他利益剰余金合計	62,766
(3) 出資金	337	利益剰余金合計	62,766
(4) 関係会社出資金	11,154	4．自己株式	△32,290
(5) 従業員に対する長期貸付金	64	株主資本合計	172,720
(6) 更生債権	488	**Ⅱ 評価・換算差額等**	
(7) 長期前払費用	226	その他有価証券評価差額金	100
(8) 前払年金費用	116	評価・換算差額等合計	100
(9) 差入保証金	59	**Ⅲ 新株予約権**	225
(10) 繰延税金資産	4,231	**純資産合計**	**173,046**
(11) その他	57		
貸倒引当金	△516		
投資その他の資産合計	108,470		
固定資産合計	188,896		
資産合計	**328,745**	**負債純資産合計**	**328,745**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損　益　計　算　書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
Ⅰ　売上高		357,168
Ⅱ　売上原価		312,965
売上総利益		**44,203**
Ⅲ　販売費及び一般管理費		51,727
営業損失		**7,524**
Ⅳ　営業外収益		
１．受取配当金	8,581	
２．雑収入	1,444	10,026
Ⅴ　営業外費用		
１．支払利息	576	
２．為替差損	1,443	
３．支払手数料	1,325	
４．雑支出	944	4,290
経常損失		**1,788**
Ⅵ　特別利益		
１．災害保険金収入	2,222	
２．その他	93	2,316
Ⅶ　特別損失		
１．減損損失	7,459	
２．投資有価証券評価損	1,054	
３．災害による損失	1,507	
４．その他	178	10,200
税引前当期純損失		**9,672**
法人税、住民税及び事業税	△61	
法人税等調整額	5,150	5,088
当期純損失		**14,760**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月22日

アルプスアルパイン株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　原　科　博　文　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鶴　田　純一郎　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　脇　野　　守　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、アルプスアルパイン株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルプスアルパイン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月22日

アルプスアルパイン株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　原　科　博　文　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鶴　田　純一郎　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　脇　野　　守　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、アルプスアルパイン株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第87期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の①及び②の方法で監査を実施しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、執行役員等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月26日

アルプスアルパイン株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　梅　原　潤　一　㊞

常勤監査等委員　前　田　眞　二　㊞

監査等委員　飯　田　　隆　㊞

監査等委員　中　矢　一　也　㊞

監査等委員　東　葭　葉　子　㊞

監査等委員　五　味　祐　子　㊞

（注）監査等委員 飯田　隆、中矢　一也、東葭　葉子及び五味　祐子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

〔会場ご案内図〕

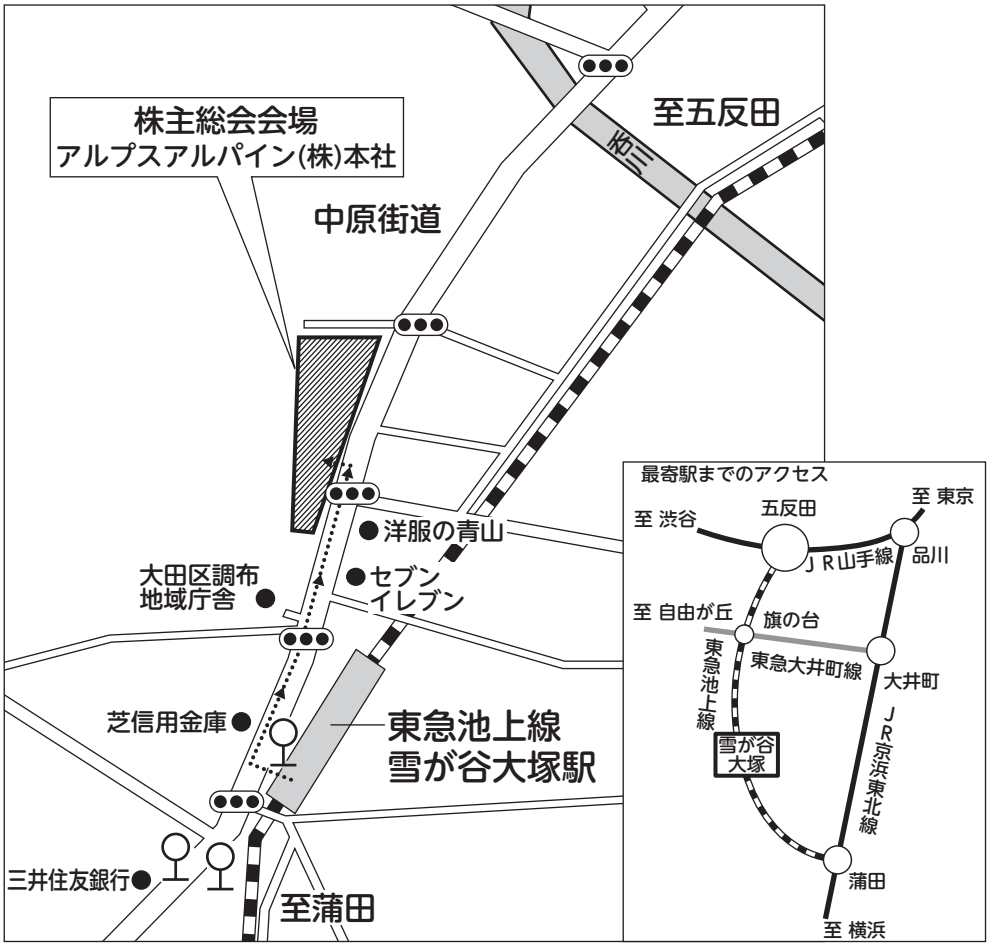

＜交通のご案内＞
・電車でご来場の場合　東急池上線「雪が谷大塚駅」下車　徒歩約５分
　五反田駅より８駅目（約12分）
　蒲田駅より６駅目（約10分）
・バスでご来場の場合　東急バス「雪が谷バス停」下車　徒歩約５分
　「蒲１２」　田園調布駅（東急東横/目黒　各線）⇔蒲田駅（ＪＲ京浜東北/東急池上/東急多摩川　各線）
　「多摩０１」多摩川駅（東急東横/目黒/多摩川　各線）⇔東京医療センター

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。